

# 各国の水際取締り制度

平成 25 年度 貿易円滑化対策委員会 第 3 部会 (監修)

## 要 約

今日、日本および海外での模倣品問題を改善するために、税関での水際における知的財産侵害物品の取締りの重要度が増しています。

昨年度の産業競争力推進委員会（現 貿易円滑化対策委員会）の水際部会では、海外の税関における制度および運用に関する情報を収集するために、14 カ国 13 代理人に各国の水際制度に関する原稿の執筆を依頼し、8 カ国 7 代理人から執筆の了承を得ました。

本年度の貿易円滑化対策委員会の水際部会では、昨年度からの引継として、上記収集した原稿の翻訳、内容チェック等を行い、ここに各国の水際取締り制度として紹介いたします。

今回紹介する国々は、ASEAN のタイ・ベトナム、中東のサウジアラビア・アラブ首長国連邦、欧州のロシア・トルコ、および台湾・インドの 8 カ国で、昨今のチャイナリスク問題等から注目はされていますが、情報量が少ない国々で、本稿が会員の皆様に少しでもお役に立てばと思っています。

なお、本稿は、各国代理人の原稿をそのまま翻訳して掲載したものです。また、その内容は昨年末時点のものである点にご留意ください。

## 目次

1. タイ
2. ベトナム
3. サウジアラビア
4. アラブ首長国連邦 (UAE)
5. ロシア
6. トルコ
7. 台湾
8. インド

## 1. タイ タイ税関の偽造品対策

### 要旨

タイは、長年にわたり知的財産権の侵害が問題となっている国の一つである。タイでは、納得のいく知的財産法が施行されているように見えるが、法の執行が問題となってきた。1987 年以降、偽造品に対して水際措置を講じる権限が税関局に与えられている。これは、タイに輸入される偽造品やタイから輸出される偽造品に対する商標法の執行に携わる能力を税関局に与えるために行われた。それ以来、税関局は、この関連で積極的に活動しており、その権限を効率的に行使し

ているように見える。本稿は、税関局がいかにしてその権限を行使しているかを説明する。

### 法規

タイでは、偽造 (counterfeit) 又は模造 (imitative) した商標を付した商品 (以下、まとめて「偽造品」) の輸出入に対して水際措置が取られている。ただし、水際措置は、無登録の商標が付された商品や特許を侵害する商品には及ばない。

税関職員には、偽造品の積荷の搜索・押収権限がある。この権限は一連の規則により与えられており、これは以下のように説明できる。

#### 1. タイ暦 2522 年 (西暦 1979 年) の輸出入法

輸出入法第 5 条は、実質的に「経済の安定、公共事業、公衆の衛生、国家安全保障、公の秩序若しくは道徳の利益のため又は国家の他の利益のために必要であるか又は適切である場合、商務大臣は、閣僚の承認を得て、次の各事項のいずれかについて、官報に通告を行う権限を与えられる。(1) 輸出又は輸入の禁止される商品を規定すること」と規定している。

同法第 20 条は、実質的に「第 5 条(1)に基づき禁止される物品の輸出又は輸入を行う者は、…10 年以下の禁固刑又は輸入若しくは輸出された物品の価格の 5 倍の金額の罰金刑に処し、又はこれを併科し、その商品は、その包装及びその違反行為に関連してその輸送に使用された車両並びにこの車両の牽引に使用された車両と共に没収される」と規定している。

## 2. タイ暦 2530 年 (西暦 1987 年) の輸出入に関する商務大臣の通告

この通告は、偽造品を密輸品と同等に扱うため、前述のタイ暦 2522 年 (西暦 1979 年) の輸出入法第 5 条に基づき商務大臣が交付した。

通告の第 4 項は、実質的に「他人の商標を偽造又は模造した商標の付された商品の輸出又は輸入は、その商標の所有者である者が第 5 項に基づき商標の保護を要請している場合は、禁止される」と規定している。

通告の第 5 項は、実質的に「自己の商標につき保護を得ようとする者は、(5.1)商標登記官に通知し、商標登記官の定める条件、規則及び手続に従って証拠を提出する」と規定している。基本的には、この項は、商標の所有者が自己の商標を関連当局に登録しなければならないことを意味している。

いずれにせよ、通告の第 7 項によれば、通告はタイを出国又は入国する者が妥当な数量持ち出す又は持ち込む所持品又は家庭用品には適用されず、また旅行者がタイへの入国又は出国時に携行する妥当な数量の土産品には適用されない。どれほどの量を妥当だとみなすかは、各場合に応じて判断する必要がある。

## 3. タイ暦 2530 年 (西暦 1987 年) の偽造若しくは模造商標の付された商品の輸出及び輸入に関する商務大臣規則

これらの規則は、タイ暦 2530 年 (西暦 1987 年) の輸出及び輸入に関する商務大臣通告の第 5.1 項の実施を目的に策定された。同規則は、税関局への商標の登録手続を説明している。登録手続は極めて簡潔である。実質的に、同規則は、自己の商標を税関局に登録しようとする商標権者は商事登録局 (現行の知的財産局) に必要な書類を提出しなければならないとしている。次に商事登録局は、提出された書類を登録のため税関局に転送しなければならない。知的財産局 (特に商標登記官) には、様式を指定し、必要な書類を特定

する義務がある。

## 4. 商標保護の申立てを裏付ける証拠に関する条件、規則及び手続についての商標登記官の通告

この通告は、登録に必要な書類を詳細に説明している。実質的には、必要な書類は、次のものである。

4. 1) 登録しようとする、実際に使用されている商標の見本 1 部
4. 2) 登録しようとする商標の登録証の認証謄本 1 通
4. 3) 商標権者により発行された認証及び公証 (領事館認証) された委任状であって、商標権者がタイの商標代理人に対し自己の商標の税関局への登録する権利を与えるもの 1 通。
4. 4) 商標権者により交付された、商標権者が自己の商標の保護を請求した場合に発生し得る損害に対して保証する旨の認証済みの補償状 1 通。たとえば、商標権者がタイに輸入される実際には真正品である商品の差押えを求める場合には、何の不正行為も行っていない輸入者に損害をもたらす可能性がある。この場合には、税関局は、補償状を用いて、輸入者に対し生じた損害につき商標権者が責任を負うものと判断することができる。

登録には、簡単な一つの段取りを行うだけである。必要な書類が知的財産局に提出され、税関局に転送されると、登録が行われたものと判断される。商標登録が有効な限りは、この登録は効力を有し続ける。更新の必要はない。

## 5. 商標の偽造又は模造が疑われる場合の商標の検査に関する税関局の通告第 6/2531 号 (西暦 1988 年)

基本的には、この通告は、輸出用の商品の通関前には又は輸入者への商品の解放前に、商標権者が自己の商標が偽造又は模造されたと疑う理由がある場合には、税関局に対して、輸出又は輸入される商品の検査の請求を提出することができる、としている。

ここで、商標権者が上述のように自己の商標を登録していない場合であっても、税関局が偽造品の差押えに同意する場合があることに留意すべきである。このことは、実際には、税関局への商標の登録が任意だということを指している。

## 実務

通常は、次のようになる。タイに入ってくる又はタイから出て行く商品の積荷がある場合に、税関職員がこの積荷に偽造品が含まれていると疑えば、税関職員はコンテナを開き、商品の検査をする。税関職員があらゆる積荷を疑わしいと考えてはいないのは当然である。税関職員が疑いを持つのは、一般的には、たとえば、商品に添えられている船積書類に、その商品が「ノーブランド」のものであると記載されている場合である。もう一つの例は、商品の請求額が明らかに低すぎる場合である。有名ブランドが付されているにもかかわらず、ほんのわずかな値段の高級品を見ると、税関職員はその商品が偽造品だと推測することができる。

税関職員はその商品が偽造品だと確信すると、データベースを確認し、商標権者（又は商標権者の現地代理人）に通知する。商標権者が税関局に自己の商標を登録していないときは、税関職員は知的財産局に問い合わせ、商標権者又はその現地代理人が誰かを確認し、必要な連絡を行う。商標権者又はその代理人は、一定の期限内（通常は10日以内）に回答しなければならない。税関職員は、請求があれば、商標権者に対して、差押品の写真を提供することができる。通常は、商標権者又はその代理人には、直接出向いて商品を検査することが求められ、税関の倉庫からその商品の見本を持ち出すことは認められない。検査後に、その商品が偽造品であることが確認されると、商標権者又はその代理人は、輸出者又は輸入者に対する正式な差止め申立てを税関職員に提出しなければならない。輸出入の差止め申立ては、商標登録証の写しにより裏付けられなければならない。これを受けて税関職員は商品を差し押さえ、それらを倉庫に保管する。保管料は課されない。商標権者には、税関局への担保金供託は求められない。さらに商標権者は、公的手数料を一切支払う必要がない。

全国で税関所は58ヶ所ある。海港や空港にある税関所以外に、税関職員は郵便局で業務に当たる場合もある。

差止め申立てが提出されると、税関職員は輸出者又は輸入者に罰金を課す。輸出者又は輸入者が自主的に罰金を払えば、その事案は解決したものと見なされる。輸出者又は輸入者に対して税関局はそれ以上の法的措置を取らない。差押品は、引き続き税関の倉庫に

保管され、廃棄を待つことになる（この場合も、保管料は課されない）。

なお、輸出者又は輸入者に課された罰金は、商標法ではなく、関税法により課されるものである。これは、商標法により課することができる罰金よりも、関税法による方がはるかに高額な罰金を課することができるためである。関税法による場合、罰金額は、その物品の価格の5倍であり上限はない。商標法による場合、商標の偽造（counterfeiting）に対する罰金の最高額は40万タイバーツ（約116万6000円）であり、商標の模造（imitation）に対する罰金の最高額は20万タイバーツ（約58万3000円）である。（タイの法制度では、違反者が2以上の刑事犯罪を構成する行為を行い、そのいずれについても有罪であると判断されると、より重い刑罰を言い渡される。）

差し押さえられた偽造品は、通常は税関局が知的財産局、国家警察、特別捜査局（全国の管轄権を有する法執行機関で、特に知的財産法を執行することができる）と合同で毎年2〜3度開催する公開処分で廃棄される。公開処分の開催日程は決まっていない。広報目的で、一般に商品はメディアに公開され、焼却により廃棄される。

輸出者又は輸入者が罰金の支払いを拒否するときは、税関局はその事案をさらに処理するため、経済犯罪制圧課（知的財産権の侵害など、経済犯罪を伴う事案の処理を任務とする警察の部署）に移管する。警察は、通常の商標の偽造又は模造事件と同様にその事案を処理する。

税関職員に研修をして、迅速に偽造品と真正品を見分ける能力を付けさせることはできる。商標権者は、講習会を手配することができる。税関局は、商標権者とその費用を全額負担する限りは、協力を厭わない（ただし、研修に出席した税関職員に報酬を支払う必要はない）。

税関局は、並行輸入の事案は処理しない。商標の偽造及び／又は模造の事案のみを処理する。

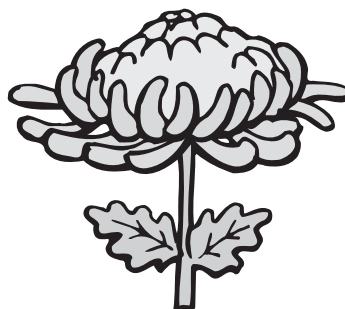
商標権者が偽造品の積荷のありのままの詳細を知っており、税関局によるその商品の差押えを望む場合、商標権者又はその代理人は、取締りに着手するよう通知することができる。次に税関職員は、上述の通り、手続を進めることになる。

### 著作権侵害品に対する税関の措置

税関局は、タイ暦 2536 年（西暦 1993 年）輸出入に関する商務大臣通告（第 95 号）と呼ばれる別の商務大臣の通告により、自らに与えられた権限を行使して、著作権侵害品を差し押さえることもできる。この権限は、上述のタイ暦 2522 年（西暦 1979 年）の輸出入法第 5 条によっても与えられている。この通告は 1993 年 7 月 26 日に発効された。手続及び必要な書類は、商標に対する措置と同様である。ただし、タイでは著作権は登録されないため、税関局への著作物の登録はなく、また著作権証を提示する必要もない。著作権者は、原作品を提示し、著作権者であることを示す著作権表示を付せばよいだけである。

### 結論

知的財産権侵害対策をするタイの税関局の権限は国境での偽造品の検査と差押えだけに限定されており、特許権の侵害の疑われる商品は対象とされていないが、税関局は、現在の知的財産権侵害との闘いにおいて非常に重要な政府機関となっている。タイが実用的な水際措置を実施している国の一つであることは証明されている。今後の課題は、その限界を考慮して、税関局が侵害との闘いにおいてより成果をもたらすことができるかどうかである。



執筆者：Mr. Rutorn Nopakun

Domnern Somgiat & Boonma Law Office  
Limited

本記事監修者：瀧澤匡則

## 2. ベトナム ベトナムにおける知的財産権侵害品に対する水際措置

### はじめに

ベトナムは、近年において、知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する法的枠組みの改善策に数多く取り組んできた。このような取り組みにより、管轄当局の業務が円滑化され、業務実施のための法的手段が備わっただけでなく、知的財産権利者も、ベトナムでの事業展開にあたってより安心感を確保できるようになった。

知的財産権 (IPR) の権利者には、管轄当局に対して、さまざまな手段を通じた IPR 保護を請求する権利を与えるべきである<sup>(1)</sup>。とりわけ、知的財産権関連の輸出入品に対する水際措置はベトナムでも利用が可能である。

### 偽造品及び IPR 侵害品に対する水際措置関連の法令規則

知的財産権法 (2005 年 11 月 29 日付第 50/2005/QH11 号, 2009 年 6 月 19 日付にて改正及び補訂, 以下「知的財産権法」)

関税法 (2001 年 6 月 29 日付第 29/2001/QH10 号, 2005 年 6 月 14 日付にて改正及び補訂, 以下「関税法」)

知的財産権法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令, 2006 年 9 月 22 日付政令第 105/2006/ND-CP 号 (2010 年 12 月 30 日付の政令第 119/2010/ND-CP 号により改正及び補訂, 以下「政令第 105 号」)

関税法の条項の施行ガイドラインの政令, 2005 年 12 月 15 日付政令第 154/2005/ND-CP 号 (以下「政令第 154 号」)

税関分野における偽造品取締り及び知的財産権の保護に関する 2011 年 4 月 1 日付財務省通達第 44/2011/TT-BTC 号 (以下, 「通達第 44 号」)

知的財産権関連の輸出入品の取締りの申立受理に関する規則の公布に関するベトナム税関総局の 2008 年 3 月 31 日付決定第 916/QD-TCHQ 号 (以下, 「決定第 916 号」)

ベトナム知的財産権法における、知的財産権関連の輸出入に対する水際措置の構成は以下の通りである。  
— IPR 侵害の疑いのある商品の発見のための監視活動  
— 被疑侵害品の通関手続の停止

## 1. IPR 侵害の疑いのある商品の発見のための監視活動

### a. 定義

IPR<sup>(2)</sup>侵害の疑いのある商品発見のための監視活動は、IPR 権利者の申立に応じて、通関手続の停止請求権<sup>(3)</sup>の行使に向けた情報収集の目的で行われる措置である。

### b. 申立人<sup>(4)</sup>

IPR 権利者は、自らまたは代理人を通じて、税関に対して、IPR 侵害の疑いのある輸出入の発見のための監視を申し立てることができる<sup>(5)</sup>。

### c. 申立の際に必要な書類<sup>(6)</sup>

申立人の IPR を証明する書面<sup>(7)</sup>。

IPR 侵害品の詳細な説明及び写真 (あれば)、侵害品と真正品を区別する特徴、真正品の写真

監視を請求する商品の適法な輸出入業者のリスト

IPR 侵害品を輸出または輸入するおそれのある輸出入者のリスト

輸入手段及びその他 IPR 侵害品の輸出入に関連する情報 (あれば)

委任状 (代理人を通じた申立の場合)

### d. 処理手続

申立が要件を充たす場合、税関は、監視申立の受理日から 30 日以内にそれを検討し、申立認容通知を発行する責任を有する。税関が申立を却下する場合には、却下理由を明記した書面で申立人に返答しなければならない<sup>(8)</sup>。

監視の有効期間は、税関の認容通知の日付から 1 年間であり、申立に応じて 1 年間延長が可能である<sup>(9)</sup>。

侵害の疑いのある商品の貨物が発見された場合、税関は速やかに申立人に通知しなければならない。申立人が、この通知の日から 3 営業日以内に、発見された商品の貨物について通関手続停止の申立を行わず、かつ、税関が当該貨物の輸入者に対して行政上の矯正措置を行う決定をしない場合には<sup>(10)</sup>、税関は当該貨物に関する通関手続を続行しなければならない。

## 2. 通関手続の停止

### a. 定義

被疑侵害品の通関手続の停止は、商品の貨物に関する情報及び証拠の収集を目的として、IPR 権利者の申立に応じて行われる措置である。この情報及び証拠は、IPR 権利者が侵害対策を申し立てる権利及び暫定的・予防的措置の実施を要求する権利を行使し、行政罰が確実に課されるよう求める際の根拠となる<sup>(11)</sup>。

## b. 申立人

IPR 権利者は、直接または代理人を通じて、被疑侵害品の輸出入の通関手続を停止する（長期または短期）申立を行うことができる<sup>(12)</sup>。

## c. 申立の際に必要なとなる書面<sup>(13)</sup>

申立人の IPR を証明する書面<sup>(14)</sup>

委任状（代理人を通じた申立の場合）

IPR 侵害品の詳細な説明及び写真（あれば）、侵害品と真正品を区別する特徴、真正品の写真

IPR 侵害品を輸出または輸入するおそれのある輸出入者のリスト

輸入手段及びその他侵害品の輸出入に関連する情報（あれば）

商品の輸入者または輸出者の住所（短期の停止の場合）

輸入手続が行われる予定の時間及び場所（短期の停止の場合）

知的財産権管理当局による、予備的鑑定の結果

不当な通関手続停止が原因で商品の所有者に生じた損害その他の費用の支払を担保するために、国庫の税関供託口座に契約書記載の商品価格の 20% に相当する金額または VND20,000,000（約 960 ドル）以上の金額（商品の価格が未決定の場合）の保証金を払い込むこと、あるいは信用機関が発行した保証書面を差し入れること。

被疑侵害品に関する通関手続の停止のための手数料の領収書<sup>(15)</sup>

## d. 処理手続

税関は、短期の停止の申立書の受理時から 24 営業時間以内にそれを検討し、申立の認容及び申立内容の確認の通知を発行しなければならない。税関が申立を却下する場合には、却下理由を明記した書面で申立人に返答しなければならない<sup>(16)</sup>。

## e. 通関手続の停止期間

通関手続の停止期間は、申立人が税関の通関手続停止通知を受領した後 10 営業日とする。申立人に正当な理由がある場合には、申立人による保証金差し入れを条件として期間延長が可能であるが、20 営業日を超えてはならない。

利害関係人が証拠、主張及び書面を補充する期間、または税関の要請により知的財産権管理当局で鑑定が行われる期間は、停止期間に算入されない<sup>(17)</sup>。

## f. 通関手続停止の対象商品の法的状況の判断

この判断は、(i) 対象商品に侵害の要素が含まれて

いるかどうかと、(ii) 対象商品が IPR 権利者、当該権利者の許諾を受けた者または法律上の使用権者によって販売されているかどうかを対象とする。

税関は、商品の所有者及び IPR 権利者の提出した証拠、主張及び書面をもとに、通関手続停止の対象商品の法的地位を決定しなければならない。IPR 権利者の提出した証拠、主張及び書面が考慮されるのは、通関手続停止期間中に税関に提出された場合のみである。

税関が、提出された証拠、主張及び書面をもとに通関手続停止の対象商品の法的地位を決定することができない場合、申立人に対して、知的財産権管理当局の鑑定を取得することを命ずることができる<sup>(18)</sup>。

## g. 停止対象商品に関する通関手続の続行及び関係者の取り扱い

以下の場合には、税関は、停止の対象商品の貨物に対する通関手続の続行決定を下さなければならない。

— 税関が、停止期間の終了時において、申立人から IPR 侵害行為への対処を求める申立書を受領しておらず、または、通関手続が停止された商品に係る IPR 紛争解決の申立書を受領した官庁または裁判所から書類を受領していない場合。

— 通関手続停止の対象商品の法的地位を判断した結果、IPR を侵害しないと判断された場合。

— 管轄の IPR 紛争解決機関によって、通関手続が停止された商品が IPR を侵害しないことを確認する決定が下された場合

— 紛争を解決する決定に基づいて、通関手続停止決定が停止されまたは取り下げられた場合。

— 申立人が通関手続停止の申立を取り下げた場合。

税関は、申立人に対して、不適切な通関手続停止が原因で商品所有者に発生した費用全額の支払いを命ずる決定を下さなければならない。この費用には、商品の倉庫保管、積み降ろし及び保管に掛かる費用が含まれる。通関手続停止が原因で生じた損害の額は、当事者の合意によるか、民事訴訟によって決定される。

申立人が、税関または管轄当局の命令に従い、発生した費用及び損害額を全額支払った後は、申立人は、税関の供託口座に払い込まれた保証金額の全額返金を受け、また、信用機関が発行した保証書面の返還を受ける<sup>(19)</sup>。

## h. IPR 侵害に該当するとされた場合の関係者の取り扱い

通関手続停止の対象商品が IPR 侵害に該当すると

判断される場合、商品所有者及びその商品は法律の規定に従って取り扱われる<sup>(20)</sup>。

輸出入品の所有者は、法律上の責任を負い、管轄当局の決定を実行し、また、IPR 権利者に対して通関手続の停止に起因する損害及び費用を支払う。

商品の所有者及び申立人は、IP 関連水際措置の申立に関連する税関の決定及び結論に対して異議を申し立てる権利を有する<sup>(21)</sup>。

### 3. IPR 権利者の責任

IPR 権利者は、税関に対して IPR 侵害品に関する情報提供を自発的に行い、また、税関職員の国境での IPR 侵害品の調査・差し止めに対する意識及びイニシアティブを高めるため、国家知的財産権庁、著作権庁及び税関と協力して毎年税関職員向けの専門研修コースを実施しなければならない<sup>(22)</sup>。

### 4. 管轄当局の責任

税関は、法令の規定に従い、IP 関連の水際措置を実施する責任を負う。

科学技術省の下部組織である国家知的財産庁及び文化情報省の下部組織である著作権局は、税関に対して、ベトナムで保護されている IPR 対象物に関する情報を提供し、また、税関と協力して専門的指示を与え、専門研修コースを提供しなければならない。

国家知的財産庁、著作権局及び各地の知的財産管理当局は、各自の権限及び知的財産権法に定める手続に従って、税関及び関連当局の要請に応じて知的財産鑑定を実施しなければならない<sup>(23)</sup>。

### 5. ベトナムにおける水際措置の実施状況

ベトナムは国境が長く、多くの国と接しており、偽造品及び IPR 侵害品の取締りにあたって多くの困難に直面している（陸地、海、空の国境）。

昨年（2012 年）は、ベトナム税関総局の統計によると、税関が受領し処理した水際措置の申立は 34 件である。これには、「シャネル」「グッチ」「エルメス」「ミツミ」「パナソニック」といった有名な商標も含まれる。また、税関では、下記のように数多くの IPR 侵害事件を取り扱った<sup>(24)</sup>。

一件数：19

—商品の価額：VND1320 億（約 650,000 米ドル）

—国庫への納付金額：VND140 億（約 70,000 米ドル）

### 結論

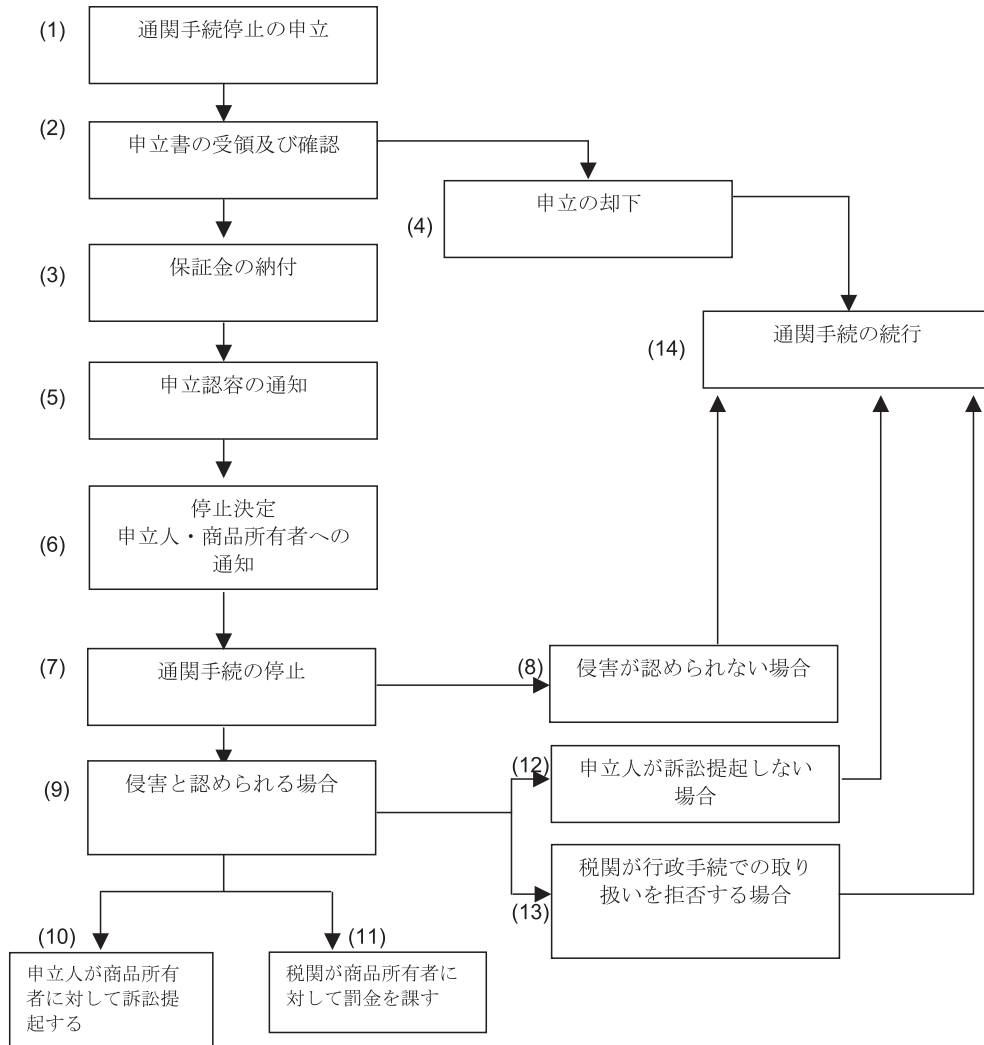
一般的に、ベトナムの知的財産権関連規定、特に水

際措置は TRIPS 協定に沿ったものである。もっとも、ベトナムでは、IPR 権利者エンフォースメントにおいて実務上は多くの制限がいまだに存在する。

### 注

- (1) 行政手続、民事手続、刑事手続が含まれる。
- (2) 特許権、工業意匠権、商標権、著作権、著作隣接権が含まれる。
- (3) 知的財産権法第 216 条第 3 項
- (4) ライセンシーを含む。
- (5) 政令第 105 号第 34 条
- (6) 決定第 916 号第 4 条
- (7) 知的財産権法第 203 条に定める書面
- (8) 決定第 916 号第 5 条及び政令第 105 号第 36 条
- (9) この期間の経過後は、監視の継続には新規の申立が必要である。
- (10) 警告、罰金、偽造品の没収、関連事業の停止、破棄、非商業目的での偽造品頒布強制、及び予防措置の実施（知的財産権法第 214 条及び第 215 条）
- (11) 知的財産権法第 216 条第 2 項
- (12) 政令第 105 号第 34 条及び関税法第 57 条
- (13) 決定第 916 号第 4 条
- (14) 知的財産権法第 203 条に定める書面
- (15) 現在、通関手続差止申立は無料である。
- (16) 政令第 154 号第 49 条
- (17) 政令第 154 号第 51 条第 1 項及び第 2 項
- (18) 政令第 154 号第 51 条第 3 項
- (19) 政令第 154 号第 52 条
- (20) 警告、罰金、偽造品の没収、関連事業の停止、破棄、非商業目的での模倣品の頒布及び利用の強制（ただし、当該頒布または使用が知的所有権所有者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。）（知的財産権法第 214 条）
- (21) 政令第 154 号第 52 条
- (22) IPR 権利者の責任は政令第 154 号第 54 条に規定されている。
- (23) 管轄官庁の責任は政令第 154 号第 55 条に規定されている。
- (24) 2012 年度税関年次報告、税関新聞より発行、下記のサイトにて閲覧可能。<http://www.baohaiquan.vn/pages/phat-hien-xu-ly-nhieuvu-vi-pham-quyen-so-huu-tri-tue.aspx>

通関手続停止のフローチャート



**解説:**

1. 申立人が、通関手続停止の申立書を提出する。
2. 税関が申立を受理し、確認する。
3. 申立人が保証金を納付する。
4. 税関は、申立書が要件を充たさない場合には却下する。
5. 申立書が要件を充たす場合、税関は認容通知を発行する。
6. 税関が通関手続停止決定を発行し、申立人及び商品所有者に通知する。
7. 通関手続の停止
8. 侵害が認定されない場合、税関は通関手続を続行し、申立人に対して損害及び発生費用の支払いを命ずる。
9. 侵害が認定された場合、税関は商品所有者及び商品に関する措置を行う。
10. 申立人が商品所有者に対して訴訟を提起する。
11. 税関が商品所有者に対して罰金を課す。
12. 侵害が認められた場合であって、申立人が所定の期限内に訴訟を提起しない場合、税関は通関手続を続行する。
13. 侵害が認められた場合であって、税関が行政手続での取り扱いに同意しない場合、税関は通関手続を続行する。
14. 税関が通関手続を完了する。

執筆者：Mr. Tran Huu Tra  
 TRA & ASSOCIATES Intellectual  
 Property Law Firm

本記事監修者：中村哲平



### 3. サウジアラビア サウジアラビア王国における税関取締り

#### 内容及び要約

本稿は、サウジアラビアの水際措置に焦点を当てている。知的財産権侵害品の輸出入の差止め及びそれらの廃棄について、法律に規定がある。

サウジアラビアの税関が、知的財産権侵害品の輸入に対して水際取締措置を講じるための法的基盤は整備されている。ブランド所有者が商標又はその他の権利を税関に記録するための法制度は存在しない。代わりに、税関への非公式な商標記録制度があり、商標権者はこの制度を利用して法定代理人を指名し、この代理人がサウジアラビアで依頼人の商標を非公式に税関に記録することができる。記録を受けて、税関は貨物の輸入を予防的（proactively）に監視しなければならない。もっとも、サウジアラビアにはいくつもの地域税関事務所があり、また監視すべき貨物数も多い。したがって、貨物全体のうち、税関が予防的に監視できる割合は、相対的に小さい。

実務上の観点からは、水際取締措置の実効性を高めるためには、商標権者はサウジアラビアの税関に重要な商標登録を記録し、税関職員向けの研修を実施することが推奨される。

#### はじめに

湾岸協力会議（GCC）の構成国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）である。人口約 2800 万人のサウジアラビア（正式名称：サウジアラビア王国）は、そのうちで最大の国である。サウジアラビアは 13 の州（Provinces）に分かれており、最大の州がリヤド州（首都リヤドもある）、マッカ州、東部州である。サウジアラビアは、膨大な石油埋蔵量を保有しており、その大半が東部州に位置している。近年では、経済を多様化し、アブドゥラ王科学技術大学やアブドゥラ王経済都市などを発展させ、より知識型の経済を構築することが試みられている。また知的財産権が重要であるとの認識もますます高まっている。

サウジアラビアの税関は、多数の海港を監視している。最大規模のものが、ジェッダやダンマンの空港（ジッダ、リヤド、メディナを含む。）や陸上港（サウジアラビアとバーレーンをつなぐアル・コバールのキ

ングファハド・コーズウェイ、サウジアラビアと UAE の合流する内陸国境を含む。）である。世界銀行の報告書（World Bank Report）によれば、2010 年にサウジアラビア税関港を通過したコンテナ輸送量は 531 万 3141 TEU（20 フィートコンテナ単位）であった。

サウジアラビアで行われた最近の取組み（initiatives）には、主要な税関港へのコンテナ輸送の検査能力を備えた高浸透性 X 線検査装置の設置などがある。またそれまで手作業で行われていた税関の手続の多くが自動化システムに置き換えられ、各地にあるさまざまな税関港が一つの集中システムに参加し、異なる税関港間での情報の共有が容易になっている。税関は主として、薬物やアルコールなど、他の禁制品の輸入検査を行っているが、知的財産権侵害対策を講じる必要性があるとの認識が高まっている。

#### i) 知的財産権侵害品に対する水際取締りの根拠となる法律とは

GCC 統一関税法は、物品の密輸を禁止している。密輸の定義には、法律に反する物品の輸入又は輸出が含まれている（第 142 条）。サウジアラビア商標法（ヒジュラ暦 1423 年 5 月 28 日付国王命令第 M/21 号）には商標の偽造及び／又は模造の禁止に関する規定が含まれている。サウジアラビアの著作権法（ヒジュラ暦 1410 年 5 月 19 日付国王命令第 M/11 号）及び特許法（ヒジュラレキ 1409 年 6 月 10 日付国王命令第 38 号）にも同様の規定がある。

このほか、2004 年には水際保護に関する個別の規則が公布された。商標及び著作権といった知的財産権の保護のための水際手続規則（2004 年 7 月 3 日／イスラム暦 1425 年 6 月 15 日付閣議決定（Ministerial Decision）第 1277 号）（以下「水際規則」）は、サウジアラビア税関に対し、知的財産権の侵害に関連して行為する権限を与えている。

#### ii) 水際取締措置の理由となる知的財産権の種類とは

最もよく見られるのは商標の取締りであるが、ほとんどの形態の知的財産権がサウジアラビア税関の水際取締措置の根拠となり得る。サウジアラビアで登録されている商標を税関に記録する非公式の記録制度が存在する。この制度を利用して、代理人は税関と覚書を締結した上で、税関に非公式に商標を記録することができる。それ以外の知的財産権を侵害する物品の差止め及び留置に対する不服は、ケースバイケースで対処される。

iii) 水際取締りの対象となる種類の行為とは

水際規則によれば、税関はサウジアラビアへの物品の輸入に対して水際取締措置を行うことができる。

iv) 侵害品の差止めに関して税関当局はどういった権限を有するか 裁判所命令を要するか

サウジアラビアの税関は、侵害の疑われる物品の差止め権限を有する。輸入品が侵害品であると商標権者が確認した後、税関は侵害品の留置及び廃棄の決定を出すことができる。まず裁判所命令を入手するとの要件は存在しない。

このほか、輸入者は、物品の輸入差止めに関する税関当局の決定に対し、裁判所に不服を申し立てることができる。

v) 知的財産権の所有者は知的財産権侵害品の輸入差止め申立てを提出できるか

商標又は著作権の所有者は、サウジアラビア税関に対し、侵害の疑われる物品の差止めを求める申立てを行うことができる。この差止め申立ては、税関が侵害の疑いのある物品を特定して開示する情報に基づいて行うか、又は、商標権者がサウジアラビアに特定の侵害品を含む貨物が到着するとの情報を持っている場合には、その情報に基づき行うことができる。

税関からの事前予防的な報告は、一般には税関に非公式に記録されている商標登録に関してのみ行われる。税関は、商標権者の代理人に対し、侵害の疑いについて通知し、代理人は商標権者の代理で差止め申立てを提出することができる。

このほか、ブランドの所有者は、裁判所（苦情処理庁（Board of Grievances）と呼ばれる）に対し、防御的差押命令（Preventive Seizure Order）（水際規則第6条及び第7条）を求める請求を提出することができる。この命令に従って、税関は当該物品を差し止める措置をとる。これを受けて、ブランド所有者は、仮防御的差押命令から10日以内に、民事訴訟又は刑事訴訟を提起する必要がある。

vi) 知的財産権の侵害を判断する者とは

知的財産権の侵害の存否は、税関職員が判断する。サウジアラビア税関は、侵害の存否を自ら検討して、それに基づき物品を差し押さえる権限を有する。

水際規則第2条は、税関当局が、商標権又は著作権を侵害する疑いのある物品の輸入を差し止めることを認めている。同規則第3条は、権利者及び輸入者が当該物品の見本を検査することを認めている。権利者

は、見本が侵害品であることの確認書を提出しなければならない。これを受けて、税関は水際取締手続を先に進めなければならない。

vii) 水際取締手続とは

サウジアラビアの税関と覚書を締結して、サウジアラビアの税関に商標を非公式に記録することは可能であるが、必要ではない。商標は、まずサウジアラビアで登録されなければならない。登録を受けて、税関は、税関に記録されている商標を侵害する物品を含む貨物を監視する。

税関への記録申請には、次の書類の提出が求められる。

- 委任状1通（公証人の面前で商標権者を代理して署名されたもの）。委任状がサウジアラビア国外で署名及び公証された場合には、署名地のサウジアラビア大使館／領事館の認証を受け、さらにサウジアラビア外務省の公印認証を受けなければならない。
- 商標登録証の謄本1通
- 関連製品への商標の使用、及び真正品と偽造品との相違点を証明する画像及び情報

商標が税関に記録されると、税関は当該商標登録を侵害する物品を特定することができる。次に税関は、侵害の疑われる物品を商標権者の代理人に通知する。税関が侵害品を差し押さえるためには、商標権者の代理で、当該物品が侵害品であることの確認とともに、差止め申立てが提出されなければならない。

このほか、ブランド所有者が侵害品を含む特定貨物を識別できる場合は、その特定貨物に関する情報に基づき、差止め申立てを提出することができる。

公印認証された委任状を有する商標権者の代理人は、税関への商標の記録と、侵害品の差止め申立ての提出のいずれを行うこともできる。たとえ商標権者が最初に税関に商標を登録していなくとも、侵害の疑いのある物品の輸入差止め申立ての手続を先に進めることができる。

差止め申立ての提出を受けて、税関は取締りを行うか否かを判断し、差止め申立てを承認するのであれば、商標権者の代理人に対し、留置品の見本を提供しなければならない。またその際には、当該品が侵害品であるのか否かの確認を行う期限も示す。

最初に商標をサウジアラビアの税関に記録しておくことで商標権者が得る恩恵は、侵害の疑われる物品について、税関からの予防的報告を受けやすくなること

である。

**viii) 侵害品の差止申立てには保証金の供託が必要か**

現在、サウジアラビアの税関は、保証金の供託を求めている。また保証証書も必要とされない。

**ix) 水際取締りの所要期間は**

物品が侵害品であることの確認、及び侵害品の留置及び廃棄を求める申立ての提出期限は、侵害の疑われる製品の差止通知の受領後 10 日間である。

税関が差止申立てを承認する場合は、一般に迅速に対応して、侵害品を正式に差し押さえる。もっとも、製品の差止め及び廃棄の最終決定の謄本の入手には、数ヶ月の遅れが生じることもあり得る。

**x) 水際取締りの費用は**

商標権者は、次の概算費用（弁護士料及び公的手数料を含む）を負担することが予想される（ただし、これらの費用は、急な通告又は通告なく、変更される可能性がある）。

措置	料金合計
税関への各商標の記録	300 米ドル
税関への差止申立ての提出	2,500 - 3,500 米ドル
職員の研修	かかった時間に基づき計算

上記費用は、税関に対する各商標の記録申請を作成・提出する費用、又は税関に対する所定の申立てを作成・提出する費用である。

申立ての状態の確認、税関からの決定の取得、物品の廃棄の認定を得るといった継続作業に対しては、かかった時間に基づき料金が課される。また公証、公印認証、翻訳のための追加費用や、税関の主催する研修会への出席費用、研修資料やプレゼンテーションの準備費用が生じることもある。

**xi) 国境取締当局の決定に対する不服申立てとは**

不服申立ては、侵害の疑われる物品の差止通知に記載されている期限内に提出されなければならない。この期限は 10 就業日である。

次に税関は、この不服申立てを検討し、侵害品を留置するか否かに関する決定を出し、侵害品の廃棄を命令し、又はその原産国への再輸出を命令する場合もある。続いて商標権者の代理人は、この決定の謄本を請求する必要がある。

**xii) 侵害品の輸入が差し止められた場合、その処分手続はどうなっているか**

侵害品がどうなるかについては、税関から決定が出

される。侵害品廃棄の決定が出される場合が多い。水際規則第 12 条は、例外的な場合を除き、税関当局が偽造商標の付された物品の再輸出はその状態が変更されない限りは認めないと定めている。侵害品の処分費用は税関が負担する。

**xiii) 権利者又はその代理人による税関職員の研修は開催されるか**

UAE など他の諸国とは異なり、サウジアラビアの税関は、多数のブランド所有者を招待する正式な研修会を開催することはあまりない。その代わりに、税関はブランド所有者主催による非公式な研修会及び／又は会合の開催を歓迎している。研修は権利者又はその代理人が提供することができる。研修はアラビア語で提供されなければならない。

侵害の疑われる製品に関して税関職員から予防的な報告を受ける可能性を高めるためには、研修会への参加が推奨される。

**xiv) 参考資料の提出は認められるか**

真正品に係る情報及び侵害品の識別に於ては、アラビア語で参考資料を提出することができる。該当資料は、税関への商標の登録時又は輸入差止申立ての提出時に提出することができる。商標権者が税関職員への研修会を提供する場合にも、参考資料を提出することができる。

**xv) 並行輸入に関して考えられる取締措置があるか**

並行輸入品に対しては、いつも取締りを行うことが可能という訳ではない。商標法では、並行輸入に触れていない。また商標法の規定で、商標権者に対して、サウジアラビアに許可なく輸入されたグレー製品に対する具体的な救済措置を与えているものは存在しない。

商標権者が、サウジアラビアでの製品の販売及び商標権者が共同しているサウジアラビアに拠点を持つ小売業者に関して締結している取り決めによっては、この現地企業は商業代理店法（ヒジュラ暦 1382 年 2 月 20 日付国王命令第 11 号）に基づく「商業代理店」の定義に該当する可能性がある。

商業代理店が任命され、商工省に登録されると、その代理店はサウジアラビアに当該物品を輸入する権利を有し、他の者による当該物品の輸入を阻止する権限を与えられることもある。

もっとも、次の点に注意することが重要である。

(a) すべての現地流通業者及び／又は小売業者が商

業代理店の資格を有する訳ではないこと。海外のブランド所有者と現地事業者との間の合意は、一定の基準を充足しなければならない。例えば、現地事業者はサウジアラビア国籍であるか、又はサウジアラビア国籍者の完全所有企業でなければならない。

(b) サウジアラビアで商業代理店を任命することには、海外の商標権者にとっては不利益もあること。例えば、登録されている商業代理店契約の終了時には、代理店に対して補償が支払われる場合がある。多くの場合、代理店に登録商業代理店となることを認めるに伴い商業所有者の負うリスクは、グレー物品の輸入阻止という観点からの潜在的利益を上回る可能性がある。

**xvi) 水際取締措置のこれまでの成果及び実効性に関する情報があるか**

世界銀行の報告書によれば、2010年にサウジアラビア税関港を通過したコンテナ輸送量は531万3141TEUであった。侵害品を含む貨物の取締りに係るサウジアラビア税関による取組みは引き続き増大しているが、差し押さえられた貨物の件数に関する公式のデータは現在、入手することができない。

サウジアラビア税関の手続が改善されたことにより、侵害品の差押件数は増加している。同税関は、提出された申立てに予防的に対応するので、ブランド所有者は実効的な水際取締措置を期待することができる。さらに侵害品の再輸出の決定を受け取るとは稀であり、大抵は侵害品は廃棄される。

**xvii) 水際取締措置に関してその他の助言があるか**

サウジアラビア税関の知的財産権の水際取締措置は、改善を続けている。税関からの報告書の開示が限定されている、輸出入関連の文書の開示が限定されている、差押品の写真を入手するのが難しいなど、課題は残っているが、侵害品の差押件数は増加している。

実務上の観点からは、水際取締措置の実効性を高めるために、商標権者には、まずは重要な商標登録をサウジアラビア税関に非公式に記録することが奨励される。税関への商標登録に加えて、税関職員向けに研修会を主催・提供することも推奨される。これにより、水際取締措置の実効性が高まるはずである。

執筆者：Mr. Takamasa Makita  
Ms. Sinead Boden  
Clyde & Co LLP  
本記事監修者：高部育子



#### 4. アラブ首長国連邦 (UAE) UAE における税関取締措置

##### 内容及び要約

本稿は、UAE における水際措置、特にドバイ税関にて利用可能な措置を取り上げる。一般的に、知的財産権侵害品の輸出入については停止及び破棄に関する規定が定められている。ドバイ税関は積極的に貨物の輸入のモニタリングを実施するが、ドバイ港を通過するコンテナは年間約 1500 万個にもものぼり、ドバイ税関が侵害品発見のために積極的に貨物のモニタリングを行うのは困難である。

本稿では、水際措置の手続の概略、費用及び必要書類について説明する。ドバイ税関による侵害品貨物の取締り件数は増加を続けており、2011 年には 6987 件の貨物が差し押さえられた (2010 年と比較して 17% 増)。しかし、ドバイ港にて輸入またはトランジットされるコンテナの数からすれば、同地域での差押え貨物の件数はかなり少ない。

実務的な観点からは、水際措置の実効性を高めるため、商標権者がドバイ税関にて事前に主要な商標を登録しておくことが望ましい。いずれにせよ、ドバイ税関に侵害品の停止申立を行う前には、該当する UAE 商標登録を税関に登録しておくことが必要となる。

##### はじめに

アラブ首長国連邦 (UAE) は、アブダビ、ドバイ、シャールジャ、フジャイラ、ラアス・ル・ハイマ、アジュマーン、ウンム・アル・カイワインの 7 つの首長国から構成される単一の独立主権国家である。

UAE の知的財産権法は連邦法であり、7 つの首長国すべてに適用される。偽造品に関する民事及び刑事の手続は、侵害が発生した場所の裁判所の管轄に服する。偽造品に関する行政上の取締措置は、各首長国がそれぞれ独自の行政規則を有しているため、首長国ごとに異なる。水際措置は各首長国レベルで、当該首長国の税関によって行われる。

現在、ドバイ、シャールジャ、ラアス・ル・ハイマにて、税関への措置申立て及び商標の登録のための正式な手続が定められている。アブダビなど他の首長国では、ブランド所有者の申立に応じた、ケースバイケースの非公式な水際措置が存在する。

##### i) 侵害品に対する水際措置の根拠となる法令は

湾岸協力会議 (GCC) の共通関税法では、商品の密輸が禁止されている。密輸の定義には、法に違反する物品の輸入または輸出が含まれる (第 142 条)。UAE の商標法 (1992 年連邦法第 37 号, 2002 年連邦法第 8 号を編入) では、商標の偽造または模造の禁止に関する規定がおかれている。UAE の著作権法及び特許法にも、同様の規定がある。

さらに、ドバイ税関指針第 11/DCP/2006 号では、ドバイ税関での商標登録及び措置申立制度について定められている。この登録及び措置申立の制度の詳細については下記で説明する。

##### ii) どのような種類の知的財産権 (IPR) が水際措置の対象となるか

大部分の種類 of 知的財産権は、ドバイ税関での水際措置の対象となりうるが、最も頻度が高いのは商標のエンフォースメントである。ドバイ税関には、UAE 登録商標を登録するための正式な制度がある。その他の知的財産権の侵害品の差止及び留置の申立については、ケースバイケースで処理される。

##### iii) 水際措置の対象とされる行為の種類は

GCC 関税法によれば、税関による水際措置は、UAE への輸入及び UAE からの輸出に対して実施することが可能である。実際には、侵害品の輸出に関する措置はあまり一般的ではない。また、実際上は、トランジット中の物品または自由貿易地域で保管される物品については、取締措置は行われぬ。

##### iv) 税関は侵害品の差止においてどのような権限を有しているのか それとも、裁判所命令が必要か

ドバイ税関は、被疑侵害品の停止権限を有し、侵害品の留置及び破棄の命令を下すことができる。事前に裁判所の命令を取得することは義務づけられていない。輸入者が処分異議を申し立てるなど、一定の状況においては、商標権者は事件を民事裁判所に提訴することが可能である。実際には、そのような提訴はあまり一般的ではない。

##### v) IPR 権利者は、侵害品の輸入停止の申立をすることが可能か

商標がドバイ税関に登録されれば、税関でその登録に係る被疑侵害品を識別することが可能となる。その場合、税関は商標権者の代理人に対して侵害の疑いを知らせる。商標権者のために措置申立を行うことが可能である。

さらに、ドバイ、シャールジャまたはその他の首長国に搬入される特定の侵害品貨物に関する情報を有している場合には、商標権者のために措置申立を行うことが可能である。このような場合には、管轄の税関が措置申立に基づいて処分を行う。

**vi) 知的財産権侵害を判定する主体は**

ドバイ税関は、知的財産権侵害の有無を判断する。ドバイ税関は、侵害の有無に関する自己の判断をもとに、物品の停止を行う権限を有する。通常は、輸入者が侵害を争う場合を除き、税関が事件を裁判所に移送することはない。

**vii) 水際措置の手続は**

ドバイ、シャールジャ、ラアス・ル・ハイマでは別個だが類似した制度があり、税関登録された商標を侵害する商品貨物の監視の目的で、UAE 商標登録を税関の知的財産権セクションに登録することができる。

UAE 登録商標 1 件ごとにそれぞれ税関に申請を行わなければならない。UAE 登録商標の更新があった場合には、税関登録も更新しなければならない。

税関登録申請の際には、以下のような書類が必要とされる。

- 商標権者のために公証人の面前で署名された委任状。委任状が UAE 以外の国で作成及び公証が行われた場合には、作成された国の UAE 大使館又は領事館にて認証を受け、UAE の外務省の印を取得する必要がある。
- UAE 経済省の認証を付した、UAE 商標登録証明書の写し。
- 標章が該当商品に使用されている事実を裏付ける画像及び情報、さらに、真正品及び偽造品の違い。

書類が受理されれば、その内容は直接ドバイ税関のシステムに入力される。税関は、商標の登録を確認する受領書原本を交付する。

いったん商標がドバイ税関に登録されると、税関は、その登録された商標の被疑侵害物品の識別ができるようになる。税関は、商標権者の代理人に対して、被疑侵害物品について知らせる。税関が侵害品を差し押さえるためには、商標権者の申立が必要となる。

それに加えて、ブランド所有者が侵害品の具体的な貨物を特定できる場合には、その特定の貨物に関する情報をもとに措置申立を行うことができる。もっとも、申立前に、上記の手続に従い、UAE 登録商標を税関に登録しなければならない。

商標権者の代理人で、認証付きの委任状を有する者は、商標の税関登録を行い、また、侵害品の停止申立を行うことができる。

申立があった後、税関が処分の要否を判断する。申立を認容する場合には商標権者の代理人に対して停止商品のサンプルを提供し、当該商品が侵害品であるかどうかの確認期限を設定する。この期限は通常 3 営業日である。

税関は、停止商品のサンプルを鑑定のため送付する。鑑定者は、当該商品が侵害品と判断されるかについて報告書を作成する。また、税関は、真正品のサンプル提出を求めることもできる。この報告書は、税関内部で法律顧問による検討のために回付される。その後、税関は、商標権者の代理人に対して、商品の没収、破棄または輸出元の国への送還の処分をするかどうかを通知する。

**viii) 侵害品の停止申立の際に、供託金は必要か**

申立手数料に加えて、AED5,000 (USD 1,360) の少額の供託金を納付する必要がある（保管、検査、輸送及び追跡の費用に充てるため）。この供託金は、原則として返還されない。保証証書を差し入れる必要はない。

また、商標権者は、申立が誤りであった場合に、貨物の停止により生じた費用及び手数料をすべて負担する旨の確認書を提出することが求められる。申立が認容されれば、供託金は取り戻しが可能である。

**ix) 水際措置にかかる時間はどのぐらいか**

侵害品の留置及び破棄を求める申立の提出期限は、原則として、被疑侵害品の停止通知及び停止対象商品のサンプルの受領日から 3 日間である。

税関が申立を認容する場合、通常は速やかに侵害品を正式に差し押さえる処分を行う。しかし、商品の停止及び破棄の最終決定を取得するまでに、数ヶ月の遅れが生じることもある。

**x) 水際措置のコストは**

商標権者がドバイ、シャールジャ及びラアス・ル・ハイマの税関にて商標の登録申請を行うためのおおよ

処分	代理人手数料	官庁への手数料	手数料合計
商標の税関登録	USD 245	USD 55	USD 300
税関への措置申立	USD 655	USD 545	USD 1,200
UAE 商標登録証の謄本取得	USD 150	USD 27	USD 177
職員研修	実働時間ベース	なし	実働時間ベース

その費用は以下の通りである（下記の料金は、予告なく急に変更されることがある）。

上記に掲げた費用は、税関への商標登録または通常の措置申立の準備及び申請のための費用である。

申立の立証、税関の決定の取得及び商品の破棄に関するフォローアップは、実働時間ベースで請求される。また、その他、公証費用、認証費用、翻訳費用及び税関の開催する研修への参加及び研修資料・プレゼンテーションの作成の費用がかかる可能性がある。

#### xi) 水際措置の当局の決定を取得するための申立手続とは

措置申立は、被疑侵害品の停止通知に定める期限内に行わなければならない。この期限は、原則として3営業日である。

申立書は、適用される手数料を納付した上で、ドバイ税関に提出しなければならない。ドバイ税関は、申立書を検討し、侵害品を押収し破棄を命ずるかどうかが、または場合によっては輸出元の国に再輸出すべきかについて決定を下す。商標権者の代理人は、税関に確認し、この決定の写しを取得しなければならない。

#### xii) 侵害品の輸入が停止された場合の、侵害品の処分のための手続はどのようなものか

侵害品の処分に関する決定についてはドバイ税関が下す。侵害品の破棄決定が下されることが多い。税関が商品を輸出元の国に再輸出する決定を行うこともあると報告されている。侵害品の処分費用は税関が負担する。

#### xiii) 権利者またはその代理人による、税関職員向けの研修はあるか

ドバイ税関では、通常、年に2、3回研修を行っており、他の首長国及びGCC加盟国の検査官及び税関職員を招いている。権利者またはその代理人が研修のプレゼンテーションを行うことができる。研修はアラビア語で行い、補助的な研修資料もアラビア語で作成して出席者に配布しなければならない。研修の開催地は限られており、また、参加の招待が受けられる保証はない。

税関職員から積極的に被疑侵害品の通報を受ける可能性を高めるためには、こうした研修への参加が望ましい。

#### xiv) 参考資料を提出することは認められるか

真正品情報及び侵害品識別情報に関するアラビア語の資料を提出しなければならない。資料は、ドバイ税

関に商標を登録する際及び措置申立の際に提出することができる。また、商標権者が税関の研修に参加する際にも提出することが可能である。

#### xv) 並行輸入に関して利用可能なエンフォースメント手段はあるか

並行輸入商品に関してアクションを起こすことは原則として不可能である。UAEの商標法では並行輸入について定めがない。商標法には、商標権者に対して、UAEに無断で輸入された並行輸入品に関して具体的な救済手段を認める規定は定められていない。

商標権者が、取引相手のドバイ販売業者との間で、UAEでの製品販売に関してどのような取り決めを結んでいるかにもよるが、現地の業者はUAEの商業代理人法（1981年UAE連邦法第18号）に定める「商業代理人」の定義に該当すると考えられる。

商業代理人が指名され、UAEの経済省に登録されれば、その代理人は該当商品をUAEに輸入する独占的権利を有し、また、他のすべての者に対してその商品の輸入を阻止する権利を有する。

但し、以下の点に留意することが重要である。

(a) 現地の販売代理店または小売業者がすべて「商業代理人」に該当するとは限らない。海外ブランド所有者及び現地業者との契約は一定の条件を満たしている必要があり（例えば独占的契約であること等）、現地業者はUAE国民であるか、またはUAE国民が100%所有する会社でなければならない。

(b) 外国の商標権者がUAEで商業代理人を指名するにあたっては、多くのデメリットがある。例えば、代理人が登録商業代理人契約に違反した場合であっても、契約を解除するのは非常に難しい。多くのケースで、商標権者が販売代理店に登録商業代理人となることを認めるリスクは、並行輸入品の輸入防止によりもたらされる利益を上回る。

#### xvi) 水際措置の過去の実績及び実効性に関する情報はあるか

ドバイ港を通過するコンテナは年間約1500万にもものぼる。このため、ドバイ税関が侵害品発見のために積極的に貨物のモニタリングを行うのは困難である。

ドバイ税関による違法な貨物の取締りは強化されており、2011年には6,987件の貨物が差し押さえられた（2010年と比較して17%増）。しかし、ドバイ港にて輸入またはトランジットされるコンテナからすれば、

同地域での差押貨物の件数はかなり少ない。

ブランド所有者がドバイ税関に対して実施する研修が増え、ドバイ税関での手続も改善されているため、侵害品の差押件数は増加している。ドバイ税関は、申立に応じて積極的に行動し、ブランド所有者は効率的な水際措置を期待することができる。侵害品の再輸出のケースも報告されているが、侵害品の多くは破棄される。

xvii) 水際措置に関してその他アドバイスはあるか

実務的な観点からは、水際措置の実効性を高めるため、商標権者が事前に重要な商標をドバイ税関に登録しておくことが望ましい。いずれにせよ、ドバイ税関に侵害品の停止申立を行う前には、該当する UAE 商標登録を税関に登録しておくことが必要となる。それに加えて、侵害が疑われる貨物について通知を受けた場合、措置申立書を提出するまでの期限は短いため、商標の税関登録時と措置申立時の両方に必要な認証付委任状、関連する証拠資料等の提出ができないことも少なくない。

商標の税関登録を補助するため、ドバイ税関が主催する研修プログラム内で職員に研修を実施することも望ましい。これにより、水際措置の効率性を高めることができるだろう。

最後に、ドバイ税関の水際措置手続が最も整備されているが、他の首長国でも、知的財産権に関する国境措置への取り組みを強化しつつある。カリッド港及びコール・ファカン港に税関ポイントを有するシャールジャ税関、また、大規模な港及び自由貿易地域のあるラアス・ル・ハイマ税関では、正式な商標の税関登録及び措置申立が可能である。このような UAE の他の港を通じて輸送される偽造品の貨物が増えている。



執筆者：Mr. Takamasa Makita

Ms. Sinead Boden

Clyde & Co LLP

本記事監修者：並川鉄也



## 5. ロシア ロシア税関—国境の番人

ロシア税関は政府機関で最も重要な機関に数えられる。

税関の運営に関する基本法は、ロシア連邦における関税規則に関する法律 (Law on Customs Regulation in the Russian Federation) (2010年11月施行)である。

この法律の主な目的は、対外貿易の過程において経済の安定を確保し、対外経済活動の発展条件を生み出すことにある。この法律は、商品の輸出入、税関の管理下での商品のロシア領域の通過に関連する関係を規律している。また商品の輸出入に法的及び物理的に関与する国家機関とその他の者の権利と義務も定めている。連邦税関局 (Federal Customs Service) はロシア連邦政府の下部機関である。関税法は、関税規則に関する法律と連邦税関局が採択した多数の準拠規則から構成される。

関税同盟 (Customs Union) の税関を通過する商品の移動に関連する法律上の関係は、関税同盟の関税法に基づき規律されている (後述)。

### 税関機関

税関は、統一された連邦中心制度を形成している。地方の政府機関は税関の活動に干渉することはできない。税関には、執行権を有する連邦機関の税関 (連邦税関局)、地域の税関局、税関所、税関検問所がある。

税関の主な機能としては、次のものがある。

税関管理、対外貿易の奨励、関税その他手数料の徴収。さらに税関は、その権限の範囲内で知的財産権の保護も確保し、犯罪や行政上の違反行為を発見・抑制し、知的財産物の不正な流通を取り締まり (法第12条)、国境を越える商品の移動に関連するその他多数の役割を果たしている。

税関支所 (Customs units) は、ロシア連邦の国境検問所や国内のその他多数の場所に所在している。通過商品は、密閉されたコンテナに入れられて国境を超えることがあり、国内にある特定の検問所で検査・通関が行われることもある。

税関は、商品が関係規則に従っているかを検査し、それに違反していれば、行政訴訟及び刑事訴訟を提起する (民事訴訟は、経済的紛争の当事者により提起される)。

関税規則に関する法律には、知的財産の保護を規定する第42章 (第305条～第310条) がある。知的財産

の規制措置は、著作権 (及び関連権) と商標のみに適用される。特許は税関では規制されないが、特許権者が特許侵害品の供給が行われることについて情報を持っているときは、該当する検問所に情報を提供することができ、税関はこれに関して協力し、情報提供された製品が税関に到着したときには、特許権者に通知を送付することができる (ただし、義務付けられてはいない)。特許権者は、提訴して、差止めを求める可能性、つまり商品の解放を停止させる可能性が与えられている。その後の展開は、訴訟の展開によって決まる。

関税規則に関する法律は、関税同盟 (後述) の結成後は、ロシア連邦の関税法に優先されるようになった。

税関には、特別な税関登録簿があり、これには著作物と商標が記録されている。ロシア連邦への商品の輸入又はロシア連邦国外への輸出に関連して、知的財産の所有者に、自己の知的財産権が侵害される可能性があると信じる十分な理由がある場合、その所有者は税関に申請して、税関登録簿に自己の知的財産を記録するよう請求することができる。税関登録簿には、2012年末現在で、2,600件の知的財産物が記録されている。そのうち2,568件が商標であり、残りが著作権である。

2012年、税関は1,900万点を超える偽造品を公開した。侵害は、衣服、靴などに関するものがほとんどであった。2012年第三四半期だけで、行政違反により、税関は773件を提訴した。行政違反訴訟は、行政違反法第14.10条 (商標の不正な使用) に基づき提起されている。

税関にとっての知的財産権の重要性は、税関の事務所には必ず知的財産権の保護を担当する部門が設置されていることから明らかである。

### 税関登録簿への知的財産の登録

税関の知的財産登録簿に商標権／著作権を登録するためには、所有者は申請書を提出する必要がある。登録申請書には、一以上の知的財産物を記載し、次の書類を添付することができる。

- 知的財産権者を代理する委任状 (正式な認証とアポストイーユによる証明のあるもの)
- 商標権者に関する情報の記載された商標登録簿からの謄本 (正式な認証とアポストイーユによる証明のあるもの)
- 損失補償証書 (正式な認証とアポストイーユによる証明のあるもの)

- 保険契約
- 関係する商標登録証（ロシア商標）又は登録証（国際商標）の写し（スキャンしたのも可）
- 著作権の帰属を確認する書類（登録証、寄託証）
- 税関の登録が求められる商標の付された／著作権の保護を受ける物品／作品の一覧（この一覧には、商標登録証に記載のある商品以外の商品を含めることはできない）
- ロシア特許庁に登録されている使用許諾契約の写し（スキャンしたのも可）
- 販売店契約（ある場合）の写し（スキャンしたのも可）
- 正規（及び判明している不正規）の輸入者／通関申告者の一覧
- 税関の知的財産登録簿への正規の輸入者／通関申告者の登録に関する同意書（認証とアポストイーユによる証明のあるもの）
- 正規（及び判明している不正規）の輸出者／荷送人の一覧
- 正規（及び判明している不正規の）製造者／生産者の一覧
- 真正品（及び偽造品については、判明している場合）の主要な税関検問所及び通関申告地
- 偽造品の独特な特徴
- 真正品の独特な特徴
- 真正品（及び偽造品）の写真、表示及び／又は見本（ある場合）
- 真正品と偽造品に使用されているラベル、タグ、ステッカー（ある場合）

上記の書類一覧では、最低限必要なもの以上の書類が挙げられている。知的財産権者が上記の一覧に挙げられている情報を持っていない場合も、申請は受理されるが、税関が知的財産権者から受け取る情報が多ければ多いほど、税関を通過する物品の流れが膨大である中で偽造品が発見されやすくなるのは、明らかである。知的財産権者が税関の業務を簡素化する書類（上記の一覧に記載されている以外のもの）を多く持ち合わせているならば、それらを提出することは歓迎される。税関登録簿はコンピュータで処理され、ロシア全土に散らばっている多くの検問所のどこでも利用することができる。

ロシア連邦税関局に申請書が提出されると、担当職員は申請書を、同封されている書類とともに吟味し、

申請者（商標権者／著作権者）に対し、30 就業日以内に登録の認可（又は拒否）の決定を書面で通知する。この期間は、追加の書類や情報が必要な場合は、2ヶ月まで延長することができる。ロシアの連邦税関局が認可を決定する場合、連邦税関局は、商標権者／著作権者に対して適宜通知し、輸入者にもたらし得る物的損害に対する賠償義務を満たす保険を（1 月以内に）供託するよう請求する。この保険契約で補償される賠償責任は 16,700 ドル以上（ルーブル建て）でなければならない。したがって、一般に、提出日から税関の登録手続の最終判断が完了するまでは約 2～3 ヶ月かかる。商標権／著作権が電子化された税関の知的財産登録簿に登録されると、この登録は国境沿い又は国内のどの検問所においても利用できるようになる。

税関登録簿への商標又は著作権の記載に対して公的手数料は課されない。権利者が登録手続で負担しなければならない費用は、弁護士料と保険に関連する費用のみである。弁護士料は、それ以後に起こる多くの事情により異なることもあるが、平均して 2,500 ドルであると考えられる。税関登録の申請 1 件には、複数の商標を含めることができる。この場合、商標をその後追加する度に、費用は 250 ドルずつ増える。

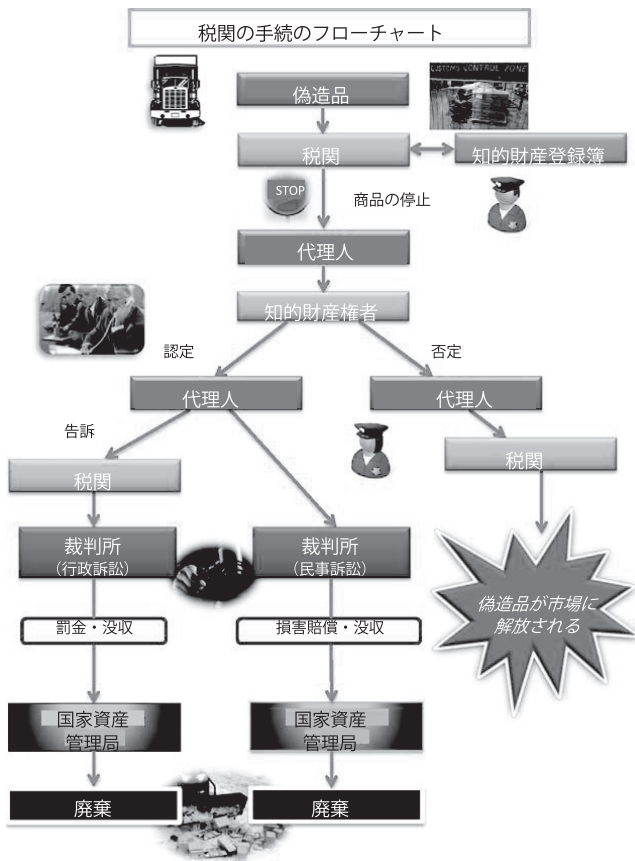
### 保険契約

保険の金額は保険会社が計算し、通常は保険をかけるようとする金額、登録の対象とする商標権／著作権の数、商標権／著作権にかかる商品／作品によって決定される。通常は、商標権者が納付している保険料は 1,000 ドルから 3,000 ドルである。

### 税関の手続

税関は商品の通関手続を行い、被擬偽造品を発見すると、税関登録簿を参照し、ロシアの商標権者の代理人に通知を送付する。稀ではあるが、商標権者本人に通知が送付されることもあるが、商標権者は一般にその通知をロシアの代理人に送付する。これは通知がロシア語で書かれているので、商標権者はその通知に対して何らかの措置を取ることが難しいと考えるためである。

税関の手続



一般に通知には、商品名、商標、商品の数量、輸入者及び輸出者の氏名・名称が記載される。税関は、代理人にデジタル画像を送信することもある。この情報の範囲は、税関との接触経験に基づき調整される。この情報はさらに商標権者に提供され、商標権者は情報を吟味し、商品を留置すべきかどうかの結論を下す。商標権者が偽造品だと確認した場合には、税関は（税関登録簿に記載されている）商品を10日間留置し、（商標権者から請求があれば）商標権者が説明を提供し、税関に行政訴訟の提起の請求準備をすることができるよう、さらに10日間の延長が可能である。この期間の経過後は、税関は商標権者を裁判手続の第三者として、裁判所で行政訴訟を提起する。裁判の結果、侵害者には罰金が課され、偽造品は没収される。没収された商品は連邦国家資産管理局（Federal Agency for the State Property Management）に引き渡され、同局は偽造品を廃棄する。

商標権者は望めば、商品が税関に留置されている間に、民事訴訟を提起することもできる。民事訴訟により、損害賠償の請求が可能である。民事訴訟を提起するためには、商標権者は、訴状、特許庁の商標登録簿からの認証謄本、侵害の証拠、認証済みの委任状（代

理人を通じて提訴する場合）を提出する必要がある。ロシアの領域に商品が流入していなければ、損害の算定は難しいかもしれない。また民事訴訟はより費用がかかるので、通常、商標権者は行政訴訟で満足している。

知的財産権の所有者以外では、侵害により専用実施権者にも影響がある場合には、専用実施権者も権利を行使することができる。そのためには、専用実施権者は有効なライセンスを有していなければならない。つまり、特許庁にライセンスを登録していなければならない（民法典第1254条）。

上記の税関の手続は、商標の付された物品の輸出入においても同様に利用できる。

税関は、今や最も効率的な機関であり、侵害品の大部分を発見している。しかし、通知に対して商標権者から何の反応もない場合には、歯がゆい思いをしている。そのようなことは、残念ながらしばしば起きている。税関は、たとえ国境を超えて少量の物が運ばれる場合であっても、あらゆる権利侵害事件を報告する。したがって、侵害点数が少なかったり、その価格が低いときには、商標権者は、メリットと費用を比較して、税関に告訴の準備を指示することを拒否することが多い。この問題は非常に深刻なものとなっている。税関には、商標権者が多くの場合に協力せず、税関に提訴を申し入れない場合には、税関登録簿から商標を削除する権利を有する。商標権者が提訴を望まない場合が増えているので、税関は登録簿から商標を削除できる詳細な条件をまとめるため、様々なレベルで議論を開始している。これまでに決定は下されていない（2013年3月現在）。

税関は、商標が税関の登録簿に登録されていない場合、職権で商品を留置する権利も有する（第308条）。ただし、職権による留置期間は7日のみで、商標権者に提訴する意思がある場合には、その申立てに基づき、10日間延長することができる。

税関は商品が偽造品だと明らかに分かる場合は、おそらく職権による手続を利用するだろう。税関職員は知的財産問題に係る経験が豊富でないことが多いので、職権による手続を利用することはあまりないし、利用するにしても、一般に特許弁護士に電話で商品を差し押さえる価値があるかどうか助言を得るだけである。十分な理由もなく商品が差し押さえられるならば、輸入者は損害を被り、税関に抗議したり、税関を訴えるということもあり得るので、商品を差し押さえ

るときは、税関職員は注意しなければならない（このことは、登録簿に記載されている商標の場合も同様である）。したがって、税関は身動きが取れなくなる。一方では、政府から知的財産保護の取組みを強化するよう迫られ（これに関して目覚ましい成果を上げたことが確認される必要がある）、他方では、罰せられることを恐れて、商品の解放を過度に遅らせることはできない。このことは、通告に対して肯定的に対応しない商標権者について税関が懸念を抱いている理由を説明している。

税関が上記の説明どおり職権により商品の留置を行うときは、商品は7日間保管することができる（参考：登録簿に記載されている商標であれば、10日間）。商標権者に提訴する意思があるときは、この期間は10日間延長することができ、この期間内に商標権者は税関に告訴状を提出し、税関は行政訴訟を開始する。

### 並行輸入

並行輸入は長年にわたりロシアで問題となってきた。数年前までは、税関は行政違反法に基づき訴訟を提起していた。訴訟は、商標権者に有利な判決が半数、輸入者に有利な判決が半数で解決されていた。この理由は、行政違反法（第14.10条）が商標の不正な使用（商品の並行輸入を含む）を禁止しているにもかかわらず、偽造品の使用についてしか罰則が規定されていなかったためである。このような不備は、行政違反法の採択がロシアに実際に並行輸入の問題が存在しない2001年に行われたという事情により説明できる。

数年前、最高仲裁（商事）裁判所は、司法運用を修正し、正規品に関しては公益に関係すると考えられないので、行政訴訟を提起することはできないと説明した（行政訴訟は、政府機関が公衆全体の利益のために提起する）。さらに、民法には私益を保護する救済措置が十分にあると説明した。おそらくは民事訴訟による方が行政訴訟によって処理するよりも費用がかかるという理由で、並行輸入に係る民事訴訟が提起されない期間もあった（行政訴訟では、商標権者は第三者として参加し、法廷審問には出席せずに、事情の説明を提出するだけでよい）。もう一つの理由として、並行輸入の場合に自己の権利がそもそも保護されるのかを商標権者が疑っていたということが考えられる。その後しばらくして、商標権者は、並行輸入に関する民事訴訟を提起し始めた。その件数は多くはなく、さまざま

な裁判所が相反する判決を出した。このことは、法律に並行輸入を直接禁止している規定がなかったという事情により説明できる。商標権者は、民法典のいくつかの規定、特に第1487条「商標に対する権利の消尽」に依拠した。この条は、「合法にロシア連邦の領域に権利者が直接又はその同意を得て導入された商品について、商標の排他的権利の侵害は成立しない」と定めている。矛盾する判決が出されたことで、裁判所はこの問題に対して統一した解決方法を模索するよう迫られた。並行輸入に関する民事訴訟の判決の多くは、上級裁判所に上訴され、上級裁判所は必要に迫られてそのような紛争の統一的な解決方法を見つけ出さざるを得なくなった。商標権者に有利な判決で、その後並行輸入者により控訴裁判所に上訴され、破毀院に上告されたものが何件かあった。しかし、それらの判決は維持された。輸入者が上告審（最高仲裁裁判所）に判決を上訴しようとしたところ、上告審はその再審の請求の受理を却下した。これは並行輸入の問題にとって重要な出来事であった。これ以降は、どの裁判所も、商標権者に有利な判決を出すようになった。2012年だけで、ゴロディスキー&パートナーズは、並行輸入の事案を6件扱っており、その全てが商標権者に有利な判決を受ける結果となった。その中には、日本の商標の所有者が関与している事案もあった。したがって、並行輸入の問題は解決されたと推測できる。

それにもかかわらず、並行輸入者はなおも権利の国際消尽の導入に向けてロビー活動を行っている。彼らは、並行輸入の禁止は商標の使用において不当な独占をもたらすと主張して、時折、権利の国際消尽を支持する発言をしているロシアの反独占機関の職員をスカウトするということさえしている。ただし、権利の消尽の体制を国際消尽に変更するためには、ロシアの国内法（民法典）を変更するだけでは十分ではないし、これ自体が非常に難しい。このためには、ロシアの国際的な約束も変えなければならない。知的財産分野の規則の共通原則に関する協定（Agreement on the Common Principles of Regulation in the Field of Intellectual Property）やその他の国際規則を変更することも必要になるだろう。そのようなことは、絶対に不可能だと思われる。関税同盟では、権利の地域消尽の原則が導入されており、それを変更することなどできない。

## 関税同盟

関税同盟はロシア、ベラルーシ、カザフスタンの三国により、2007年に正式に設立された。しかし、実用的な観点からは、三国が関税同盟の関税法をその年に批准しているため、2010年の方が重要である。この同じ年に、知的財産分野の規則の共通原則に関する協定が締結された。関税同盟は三国間での商品の移動を簡素化するために創設された。その結果、共通の関税領域が設置され、税関の境界線が撤去された。つまり、あらゆる商品が三国間を自由に移動できるようになるということである。この状況は欧州連合の現状と似たようなものである。

キルギスタンとタジキスタンの関税同盟への加盟について、話し合いが進められている。ウクライナが加わることも可能ではあるが、この過程に影響を及ぼす可能性のある政治的な影響が多数ある。

関税同盟の関税法には、知的財産物に関する商品に関する税関の業務を規定する第46章がある。関税同盟の関税法（第330条）は、各同盟国が税関の知的財産登録簿を備え、全ての登録簿を関税同盟内において統一された手続きに基づき作成することを規定している。関税法第329条は、各国の税関登録簿に記録された知的財産の保護期間は2年間とすると規定している。保護期間は、知的財産の所有者の請求に応じて、関連する知的財産が有効なことを条件として、何度でも更新することができる。

関税同盟の加盟国は、共通の税関登録簿に関する協定（Agreement on the Common Customs Register）も締結しているが、この共通の税関登録簿の導入時期は明らかにされていない。共通の登録簿には著作権のある作品及び商標のみ登録される。共通の登録簿に登録される商標は、参加国全てにおいて登録されているものに限定される。商標が異なる所有者に帰属する場合には、所有者間で何らかの形で合意しなければならない。

関税同盟は、経済的観点からは既に効率的なものであることを証明している。しかし、各国で独自の商標登録制度を取っているため、確かに商標の所有者に関しては若干の問題がある。異なる所有者の氏名・名称で異なる国で登録されている商標がある場合、ある国では製品を適法に製造し、別の国では不法に製造するという状況が生じる可能性がある。

関税同盟の法律文書で次に重要なのは、知的財産権

の保護及び行使の分野における規則の共通原則に関する協定（Agreement on Common Principles of Regulation in the Field of Protection and Enforcement of Rights for Intellectual Property）である。この協定は、同盟国における知的財産規則の原則の統一を目的としている。この協定の第13条が権利の地域消尽の原則を宣言していることにも言及しておきたい。第13条によれば、加盟国のいずれかの領域に適法に導入された商品に関しては、商標権の侵害は成立しない。この規定は、解決方法のない問題を生じさせる可能性がある。というのは、商標の付された製品が例えばベラルーシの市場に適法に導入された場合、関税同盟全体でその製品は適法であることにはならずである。その場合に、この商標がロシアでは別の所有者に帰属するとすれば、これが権利の侵害になるのか、又は権利が消尽されたものとされるのかは不明である。

商標が三国全てで同じ一人の所有者に帰属するのが理想的である。したがって、関税同盟のある加盟国で商標登録をすることを決めた商標権者は、他の関税同盟国での登録も考えるべきである。

執筆者：Mr. Vladimir Biriulin

Gorodissky & Partners

本記事監修者：森田圭二

## 6. トルコ 国境における知的財産権 (IPR) 保護措置

要約：

本稿は、トルコ税関における IPR 保護措置の法的根拠及び運用実務に関する概要情報である。また、トルコにおける最近の法令改正に伴うアップデートを提供し、さらに、通過中の貨物 (transit goods) の位置付け、並行輸入及び個人使用目的の商品などの具体的な問題点について取り上げる。

∞ ∞

トルコ—国境における知的財産権 (IPR) 保護措置

### はじめに

アジアとヨーロッパの接点であるトルコでは、地理的条件から、国境における知的財産権保護措置がきわめて重要な問題となっている。さらに、東は旧ソ連構成国及びイラン、南はシリア、西はギリシャ及びブルガリアと、多様な国と国境を接しており、また、地中海、エーゲ海、マルマラ海及び黒海の地域にある港で海運が盛んであることから、IPR 権利者がトルコ国境ではさらに積極的な権利保護措置をとる必要があるのは明らかである。

### 法的根拠

水際措置の主な法的根拠は、トルコ関税法第 57 条及び「税関施行規則」第 100 条から第 111 条までである。トルコは TRIPS 協定及びパリ条約 (国境措置における IPR 保護措置規定が含まれる国際協定) にも加盟している。

上記の法令に加えて、意匠の保護に関する政令第 554 号 (第 66 条)、地理的表示の保護に関する政令第 555 号 (第 37 条)、商標の保護に関する政令第 556 号 (第 79 条)、著作権法第 5846 号 (第 77 条) 及び集積回路の保護に関する法第 5147 号 (第 36 条) においては、関税法及び施行規則と並行して具体的な規定が含まれている。さらに、2012 年 7 月に施行された新たなトルコ商法により、侵害されたのが未登録の IPR であっても、不正競争防止規定を根拠として、解放手続の停止が実施できるようになった。

トルコの関税法第 4458 号 (法第 5911 号によって最終改正された) の第 57 条は、TRIPS 協定第 51 条に対

応しており、税関当局は、権利保有者またはその代理人の申立に応じて、IP 保有者の権利を侵害する物品を留置または停止する権限を有すると定められている。さらに、税関当局は、偽造品または海賊版であることの兆候が明白な場合には、職権にて侵害品の解放を停止する権限を与えられている。商標権、意匠権、特許権、実用新案権、集積回路権、植物品種権、地理的表示及び著作権を侵害する偽造品または海賊版は、関税法の規定に基づいて解放停止が可能である。

EU 法令とのハーモナイゼーションの一環として、2009 年 10 月 7 日に、法律第 5911 号によってトルコ関税法の重要改正がいくつか行われた。

### 手続

この改正が行われる前は、全ての税関所在港及び税関当局における物品の解放停止手続を一括にモニタリング及び発動する目的で、IPR を税関当局に一括的に登録する制度は定められていなかった。しかし、関税法及びその実施規則の最新改正によって、改正関税法第 57 条に従い、模倣品のモニタリング目的で税関に一括的な申立てを行うことが可能となった。この登録申立ては、アンカラにある関税庁 (Customs Treasury) の税関局 (Customs Head Office Department) にて、一括的な申立てとして提出しなければならない。

### 国境措置の有効期間

侵害品のモニタリング期間は、申立書に明記する必要がある。しかし、法律上は、最長期間は 1 年と定められている。期限が 30 日以内とされていた過去の運用実務とは異なり、改正によって、権利者、その代理人、弁護士または独占的ライセンスが請求できる税関措置の期間が長くなった。

申立ての一括化により、申立て及び認証手続の効率性も向上した。2010 年 4 月 1 日から適用された新たな申立方式により、税関の事務作業が大きく軽減された。

### 重要な点

さらに、トルコ税関総局 (Turkish Customs Administration) では、2013 年 4 月 1 日から適用される、オンライン税関手続を導入する新たな通達を発表した。2013 年 4 月 1 日からは、トルコ税関・貿易省 (Ministry of Customs and Trade) のオンラインデー

タベース経由の申立てのみが審査され、郵送等による申立ては審査対象外となる。

### 登録に必要な情報

以下の情報を、一括的な申立書とともに税関に提出する必要がある。

- 1 一申立人が真正な権利者であることの証明書類（商標登録証明書等）、公証及びアポストイーユ認証の付された委任状
- 2 一商標が付された商品に関する情報（商標の画像を記録した CD-ROM を提出しなければならない）
- 3 一真正品の製造国
- 4 一真正品及び偽造品の相違点とされる事項、偽造品に関するその他の情報
- 5 一真正品の経路
- 6 一真正品の統一システムコード（HS コード）。HS コードとは、商品を貿易目的のために定義付ける国際的コードである。
- 7 一ライセンサー：これは税関がライセンサーに対し措置をとらないようにするために、非常に重要な情報である。ライセンサーの正確な会社名を提出しなければならない。

申立書が提出されると、税関局（Customs Head Office Department）は 30 日以内に決定を下す。この期間内に、申立人には申立てが認容されたかどうかと、認容された場合にはモニタリング期間について通知がされる。この期間は、期間終了時に申請することによって更新が可能である。税関局（Customs Head Office Department）が申立を認容すると、税関は、偽造品・海賊版流入の監視を開始し、そのような商品の輸出・輸入を把握した場合には通関解放手続停止のために申請人に連絡する。

### 公的手数料

税関への申立てにあたっては、公的手数料を納付する必要はないことに注意すべきである。また、規則によれば、税関による停止対象物品が模倣品かどうかの判断に必要な分析・鑑定報告書を除いては、事務処理費用は申立人の負担とはされない。

分析又は鑑定が必要とされる場合、その業務の費用及び職員の時間外勤務料金は申立人が負担する。また、審査の結果、停止対象物品が偽造品でないと判断された場合に、当該物品の所有者に対する一切の責任

を引き受けることを確約しなければならない。この誓約書においては、申立人は、解放停止が認められなかった場合に、停止対象物品の保管費用は自らが負担することも併せて誓約する必要がある。

### 物品の解放停止後の手続

税関は、権利者の申立てに基づき、あるいは商品が偽造品又は海賊版であると認められる重大な兆候がある場合には職権で、物品の解放を停止する権限を有する。税関は、疑わしい輸出品または輸入品を検知した場合、税関登録をもとに、その物品の解放を停止し、IP 権利者又は代理人に連絡する。IP 権利者（または代理人）は、税関からの通知後 3 営業日以内に、疑わしい物品の写真撮影又はサンプル採取をすることができる。物品の解放停止手続を続行するためには、IP 権利者は、停止の通知があった日から 10 日（腐敗しやすい物品は 3 日）の期限内に民事手続を提起し、差止救済命令を取得することが義務付けられている。この期限は最大 10 日まで延長が可能であるが、腐敗しやすい物品については期限延長は認められていない。民事手続を提起して差止救済命令を取得しない場合には、偽造品は解放されることとなる。実際には、税関は、IP 権利者が検察局への申立によって刑事訴訟を提起し、差止救済命令を取得した場合にも、差止物品の解放を停止する。登録 IPR に関する訴訟は、主要都市（イスタンブール、アンカラ及びイズミール）にある IP 専門裁判所で手続が行われる。その他の都市では、民事裁判所が IP 専門裁判所としての資格において IP 関連訴訟を取り扱う権限を有する。裁判所は、IP 権利者の請求に応じて、裁判手続の終了時に差止対象物品の廃棄を行うことができる。

税関によって被疑侵害物品の解放が停止される場合には、IP 権利者に加え、その物品の輸入者に対しても税関から通知がなされる。施行規則では、解放停止決定は被疑侵害物品の所有者に対しても翌営業日までに送達されると定められている。解放停止決定が被疑侵害者に対して送達されない場合には、その者は、管轄の税関に対して、当該物品の輸出または輸入の状況に関して情報を取得するため、申立を行うことが可能である。新たな税関規則では、商品所有者または通関申告者に対して、税関に対する保証金納付を条件として、解放停止または没収の対象物品を受領する権利を認めている。この施行規則によれば、裁判所が訴訟開

始後 10 日以内に差止命令を下さない場合であって、かつ、物品の税関手続が完全に終了している場合には、当該物品をその所有者、通関申告者、または保証金が納付されている場合には輸入者に対して引き渡すことができる。現時点では、上記の制度は意匠権、特許権、植物品種権といった限定的な種類の知的財産権にのみ利用が可能であるようだ。商標権は EU 理事会規則によって適用が除外されている。

### 簡易な廃棄

最新の改正では、税関による物品の廃棄について、IP 権利者による「簡易な廃棄手続」の請求権が規定されている。簡易な廃棄手続は、理事会規則 (EC) 第 1383/2003 号にて規律されている手続に対応している。簡易な手続に基づき、税関による物品差押え後は、権利者は、簡易な手続を選択する権利を有する。その条件は、廃棄対象物品の放棄について、その貨物の所有者又は通関申告者からの同意書を税関に提出することができること、及び、その貨物の所有者又は通関申告者から 10 日 (腐敗しやすい貨物であれば 3 日) 以内に異議が申立てられないことである。貨物の廃棄費用は権利者から提供されるが、裁判所の確定判決により貨物の廃棄が命じられる場合の廃棄費用は、その貨物の所有者又は通関申告者の負担となる。簡易な手続の条件が満たされないときは、権利者は、同じく 10 日の期間内に物品の解放を阻止する訴訟を提起する必要がある。暫定的差止め判決が命じられない場合であっても、その暫定的判決に反して最終的な判断が侵害となる場合もあることから、そのような場合の権利者の利益を保護するため、通関申告者及び所有者は、権利者にとって十分な額の保証金を支払うこととなる。

### 裁判費用

民事ルートをとった場合に発生する費用については、輸入者・輸出者を提訴したことによる裁判費用は、知的財産権の所有者が負担することになる。ただし、知的財産権の所有者には、裁判費用を含む補償の請求権が与えられる。この補償は、侵害品の量と価格に基づき判断される。補償金額は、事案ごとの具体的な状況に基づき評価され、実際の被害や費用を補償するために十分な金額ではないことが通常である。裁判所は弁護士費用についても補償を命じることができるが、その金額は、実際に発生した弁護士費用を賄わない。

弁護士費用の金額は、トルコ弁護士協会の料金表に基づき計算され、一般に 2,000 米ドルを超えることはない。さらに裁判所は、誤って解放停止された場合や裁判中に発生した公的手数料と費用についても支払いを命じることができる。

### 輸入品、輸出品、通過貨物の取り扱い

実施規則に基づき、トルコ税関の管轄領域に入った侵害品、自由流通のための貨物、輸出される物品、自由貿易地域に搬入された再輸出品である貨物の解放は停止することができる。したがって、知的財産権の所有者は、侵害品、通過中の侵害品又は自由貿易地域若しくは自由貿易倉庫の貨物の輸出に異議を申し立てることができる。通過中の侵害品や自由貿易地域にある侵害品に関する問題は、しばらくはトルコで論議を呼んでいたが、最近の最高裁の判例は、実施規則に沿って、そのような貨物であっても知的財産権の侵害を構成し、国境又は自由貿易地域で措置をとることができることを確立している。

### 権利の消尽に関する取り扱い

トルコでは、消尽の原則の適用に対するアプローチは、それぞれの知的財産権において同様である。権利消尽が認定されるためには、権利の関連する製品が権利者により (又は第三者により、権利者の許可を得た上で)、トルコの市場に導入される必要がある。トルコの法律においては、国内消尽論のようなものが定められている。しかしながら、最高裁判所の第 11 部では、権利者又は使用被許諾者により、いずれかの国で販売され、商業目的で市場に出された商品は、トルコの法律に関して国際消尽の原則が適用されるかのようにして、その市販品に関する権利は世界的に消尽されるという説が一般に受け入れられている。したがって、最高裁判所の判例に基づき、判例法により並行輸入が認められ、水際措置は並行輸入品に対しては適用できない。並行輸入される真正品は、市場に投入された後に、商品の条件が変更されたり、又は損なわれたりしない限りは、偽造品又は海賊版とみなされたり、そのようなものとして取り扱われることはない。

権利者により又はその同意を得て既にトルコの市場に投入されている真正品を、並行輸入者は世界各地から自由に輸入することができる。この理由から、この慣行が特に著名商標の独占販売業者に対して緊張関係



を生み出しているのも無理はない。

### デミニミス・ルール

関税法に基づき、知的財産権の水際措置は、商品の量又は価格が私的な利用の範囲を超えない限り、又は、取引量の上限を超えない限りは、旅行者の私的な荷物に入れられている商品には適用されない。旅客が持ち込んだ私物及び商業的な性質を持たない郵送品も水際措置の対象とはならない。

### 税関との連携

税関・貿易省 (Ministry of Customs and Trade) は、知的財産権の所有者と連携して、実効的な水際措置を実施したいと表明している。したがって、知的財産権の所有者は、税関職員に既存の権利に関して認識させ、その権利の侵害態様を教える目的で、税関職員の研修会を開催することができる。

トルコの関税法とその運用は、国境での知的財産権の保護という点で進展が見られる。しかし、知的財産権の所有者は今後も綿密に自らの権利の記録を更新し、税関当局と連携して、実効的な水際阻止プログラムを実施していく必要がある。さらに、税関に自己に帰属する知的財産権を登録していない企業は、製品の輸入・輸出・通過の過程での解放停止のメリットを受けることができないことに注意する必要がある。そのため、税関を出勤させるためには、既存の知的財産権を登録することが極めて重要である。

最後に、最近行われた改正と新規則の制定により、トルコの関税法とその実施は EU 標準に近づいており、理論上は、より効果的なものとなったと考えることができる。

しかしながら、以下を行うことにより、現実の法律の実施もより効果的なものとすることができるだろう。

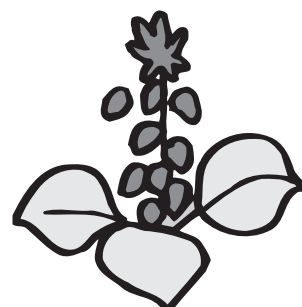
- 税関に知的財産部門を設置すること
- 権利者と税関職員との間の連携を構築すること
- 知的財産を登録し、国境での保護による恩恵を受けることができるよう、登録情報を更新すること
- 税関職員の研修会を開催し、綿密に研修を続けていくことで、知的財産権の認識を高めること

執筆者：Mr. Okan Can

Ms. Gizem Kucukarslan

Deris Patents & Trademarks Agency A.S.

本記事監修者：中澤直樹



## 7. 台湾 台湾知的財産権の水際取締り措置

### 概要

台湾では、商標法や著作権法等の知的財産権関連法令で、税関が知的財産権を保護する水際取締り措置に協力するよう規定が設けられている。その内容は主に次の通りである。①税関はその職務において侵害が疑われる輸入品や輸出品を見出した時、自発的に取締り措置を採ることができる。②権利者は商標権や著作権を侵害する特定又は不特定の品物の輸入又は輸出に対して、必要書類を添えて税関に検挙又は提示をすることができる。③当該物品を発見し、権利者の協力によりそれが侵害品であると認定されると、税関は一先ず通関しない措置を取り、輸出入者が権利許諾書類を提出できないとき、案件を司法機関に送って取り調べを行ってもよく、又は権利者が保護を求める民事・刑事訴訟手続きを取ることができる。④専利権侵害の案件の場合は、裁判所にて輸出入の差止仮処分 of 裁定が下された後に、専利権者が具体的な資料を税関に提出して処理してもらうことになる。

### 内容

#### 1. 関連法律の名称

商標法第 72 条ないし 78 条, 著作権法第 90-1 条, 海関査扣商標物品実施辦法 (税関商標権物品差押実施方法), 海関執行商標權益保護措施實施辦法 (税関商標權益保護措置執行實施方法), 海関査扣著作権或製版權侵害物實施辦法 (税関著作権又は製版權侵害物差押實施方法), 海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點 (税関專利及び著作權益保護措置執行作業要點)。

#### 2. 税関が差押えできる権利

商標権, 専利権 (特許・実用新案・意匠), 著作権

#### 3. 税関の権力

税関の水際取締り措置の対象は、輸入品又は輸出品である。税関が侵害品を調べる行動は、自発的と他動的の二種に分けることができる。

##### (1) 自発的

(海関執行商標權益保護措施實施辦法第 2 条, 海関査扣商標権物品實施辦法第 9 条, 海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點 10)

税関が、品物の外観に明らかに他人の商標権又は著作権を侵害するおそれがあることを発見した時、権利者の協力を経て認定等の手続きを取った

後、法律にのっとり自発的に差し押さえをすることができる。

##### (2) 他動的

###### (a) 検挙又は提示によるもの

(海関執行商標權益保護措施實施辦法第 3・8 条, 海関査扣商標権物品實施辦法第 2 条, 海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點 3・9)

商標権若しくは著作権を侵害している嫌疑があるとして、商標権若しくは著作権の権利者, 実施権者若しくはその代理人, 権利者の代理人, 権利者団体等が、特定の輸出入品を検挙したとき、又は不特定の輸出入品を提示したとき、権利者がそれを権利侵害品であると認めた後に手続きを取る。

###### (b) 裁判所の裁定によるもの

(海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點 2)

専利権を侵害している場合は、権利者が裁判所に仮処分を申立てる必要がある。裁判所が仮処分を下して、争議のある商品の出入国を禁止する裁定をした後に、専利権者が税関に資料を提出して手続きを取ってもらうことができ、税関が職権により自発的に、又は権利者からの申請では処理することができない。

#### 4. 権利侵害の判定

税関は、権利者 (代理人, 実施権者, 権利者団体等を含む) から検挙の為に提供された権利侵害の具体的内容及び関連書類証拠の内容の詳細を検討判断してから受理する。その後、輸出入品が検挙又は提示された内容と一致しているか、或いは明らかに権利を侵害する外観を有しているかを検査し、権利者に現場で認定に協力をしてもらえるよう通知する。

#### 5. 専利権に基づき税関で差し押さえをしてもらう為の申請に必要な書類

(海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點 2)

司法機関の輸出入差止仮処分の裁定で暫定的に輸出入が中止された商品は、税関がまもなく通関するものを除き、専利権者 (専用実施権者を含む) が該物品の輸出入時期及び地点, 輸出入をする (した) 輸送機関の名称及び便名, 輸出インボイス番号等の具体的資料を提供したら、税関は手続きを取らなければならない。

## 6. 商標権及び著作権に基づき税関で差し押さえをしてもらう為の申請に必要な書類と費用

(1) 差押え申請者は下記の内容を含む書類を添えて、財政部関税総局又は品物の輸出入地点の税関に申請する。

(商標法第72条第2項、著作権法第90-1条第2項、海関査扣著作権或製版權侵害物実施辦法第2条、海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點4及要點9、海関執行商標權益保護措施實施辦法第4条及第8条)

(a) 商標登録の証明書類、著作権証明、その他の明らかに著作権を認定するに足る書類、又は著作権若しくは製版權を享有している事実。

(b) 侵害の事実を積明し、侵害物であると判断するに足る説明をする。商標権者は、真正品と模倣品のサンプル・写真・カタログ・図面等の侵害品を確認する資料の電子ファイルを提供すべきである。

(c) 特定の品物の検挙：上述の(a)、(b)の資料の他、更に輸出入メーカー名、品名、通関地と通関日、輸送便名、コンテナ番号、貨物積み込み地等の具体的な資料も提供する。

(d) 不特定品の提示：上述の(a)、(b)の資料と、申請書類を税関に提示する。一年間の保護措置が申請でき、期間満了前に税関に延長を申し出ることができる。延長申請をしないまま保護期間が満了し、なおも保護を求めるときは、改めて申請しなおすことになる。

(2) 上述の特定の権利侵害品に対する検挙並びに不特定の権利侵害品に対する提示の申請に、政府料金の支払いは求められない。

## 7. 税関での差押えの流れ

申請→許否審査→抜き取り検査（職権によるもの）→通知→認定に協力→差押えをして司法機関に送る。又はサンプルを抜き取った後に通関する。

(1) 許否審査：

(海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點5、海関執行商標權益保護措施實施辦法第4条)

税関は権利者からの検挙を受けたとき、検挙内容が具体的か否かを検査し判断する。受理するときは商標権者又は著作権者に通知し、受理しないときもその理由を説明しなければならない。

(2) 認定の協力並びに権利侵害又は実施権授与の証拠提出を求めることを通知する

(商標法第72条及第75条、海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點6～8、著作権法第90-1条、海関執行商標權益保護措施實施辦法第5～7条、海関査扣著作権或製版權侵害物實施辦法第2条)

(a) 通知

輸出入品が検挙内容に一致するときや、外観と提示内容が一致すると認められるとき、又は輸出入品の外観が明らかに著作権を侵害すると思われるとき、1営業日以内に権利者に通知し、輸出入者に3営業日以内（1回延長可）に権利許諾書類を提出するよう伝える。それが海賊版の光ディスクであると疑われるときは、権利許諾書類又はその他の模造ではないことを証明する書類を提出する。

(b) 権利者は期限までに税関で認定に協力し、権利侵害の証拠を提出する。

・権利者は航空便の輸出品については4時間以内に、航空便の輸入品及び船便の輸出入品は1営業日（24時間）以内に税関にて認定に協力し、3営業日以内に権利侵害の証拠を提出しなければならない。但し、正当な理由により期限内に提出できないときは、延長を申請することができる。

(c) 差押えをした上で司法機関へ送って取り調べをする。又は権利者が差押えの申請をして、民事若しくは刑事訴訟を提起する。

・輸出入者が上記期限内に権利許諾書類を提出しなかったとき。

・著作権：税関は暫定的に通関させない措置を取った後、権利者が通知を受けてから3営業日以内に保証金を提供して税関に差押えを申請するか、又は権利を守る民事若しくは刑事訴訟を提起すると、品物は通関されない。

・商標権：税関は商標法第95条又は第97条の規定により、権利侵害品を含む案件の全内容を司法機関に送って、取り調べをしてもらう。

・輸出入者が上記期限までに権利許諾書類を提出したとき

- 税関は権利者に通知しなければならず、権利者は通知を受けた日から3営業日以内に保証金を提供した上で一先ず差押えをするよう申請することができる。申請がなければ、品物は通関される。
- 差押えを申請するときの保証金の金額は、輸入品の関税込み価格、または輸出品のFOB価格を基準とし、差し押さえられる人がその差押えにより被る損害の賠償担保とされる。保証金はそれに相当する下記のものをもって担保の代用とすることができる。その内、(i)乃至(iv)は、別途質権を税関に設定しなければならない。
  - (i) 政府発行の公債。
  - (ii) 銀行の定期預金通帳。
  - (iii) 信用金庫の定期預金通帳。
  - (iv) 信託投資会社の一年以上の普通預託証券。
  - (v) 信用機関の保証。
- 権利者は税関から差押えを受理した旨の通知を受けてから12日以内に、差押え済みの侵害物の訴訟を提起した旨を税関に伝える。それを通知しなければ、税関は差押えを停止する。

(3) サンプルを抜き取った後、通関する。

(海関執行商標権益保護措施実施辦法第6条及第9条、海関配合執行專利及著作權益保護措施作業要點7)

権利者が不明であったり、通知ができないうとき、又は権利者が通知期限までに税関にて認定に協力したり差押えを申請したり若しくは権利を保護する民事・刑事訴訟を提起することをしなければ、税関はサンプルを抜いて、通関する。

(4) 差押えの停止

(商標法第73条、著作権法第90-1条)

権利者が税関から差押えをする旨の通知を受けてから12日以内(必要な場合は一回延長可)に、差押え済みの権利侵害物について訴訟を提起した旨を伝えなかったとき、又は差押え品がすでに裁判所で権利侵害をしていないと認められたり、商標権の出願人が差押えの停止を申し出たとき、税関は差押えを停止し、輸出入通関の規定に沿って処理する。差し押さえられた人も2倍の保証金又はそれに相当する担保を提供することで税関に差

押えの停止を求めることができる。

8. 商標権の権利者が有する権利(著作権者及專利権者にはこの規定が適用されない)

(1) 差押え品を検査できる

(商標法第76条第1項)

差押え申請者又は差し押さえられた人は、書面により税関に差押え品の検査を申請することができる。但し、税関は差押え品の機密資料を損なうことがないように保護することに留意しなければならない。

(2) 関連資料提供の申請

(商標法第76条第2項、第3項、海関執行商標権益保護措施實施辦法第12条)

税関が差押え又は暫定的に通関させない措置を取った後、商標権者は下記の資料を添えて税関に関連資料の提供を申請することができる。税関が同意した場合、輸出入者、発送者・受取人の氏名又は名称及び住所、権利侵害が疑われるものの数量が提供される。但し、それらの資料は商標権侵害案件の調査並びに訴訟の提起を目的としてのみ使用することに限られ、むやみに第三者に漏えいしてはならない。

(a) 商標登録証明書類。

(b) 権利侵害の証拠。

(c) 商標権者によるそれらの資料の使用を限定する声明書。

(3) サンプルの借出申請

(商標法第77条第1項、海関查扣商標権物品實施辦法第12条)

権利者が協力して権利侵害を認定するとき、現場では権利侵害の認定が難しく、サンプルを借出して機械設備により鑑定をする必要があるとき、又はその他の特殊な理由があるとき、権利者は申請書と、税関が見積もった輸入品関税込み価格及び関連関税金額、又は税関が見積もった輸出品FOB価格及び関連関税金額に対して120%に相当する保証金を支払った後、税関に認定の為のサンプルの借出を求める申請をすることができる。但し、サンプル借出が認定に必要で、商標権者が書面により輸出入者の利益の障害にならないこと、並びに正当でない用途には使用しない旨を声明した場合に限られる。

## 9. 差押え品の処置

(商標法第 72 条第 5 項, 著作権法第 90-1 条第 5 項)

差し押さえられたものは, 差押え申請者が裁判所でそれらが商標権又は著作権の侵害に当たるとする民事・刑事訴訟の確定した判決を受けると, 税関で没収される。没収物のコンテナ延滞料, 倉庫代, 積み込み料等の費用並びに廃棄処理費用は, 差し押さえられた人が負担しなければならない。

## 10. 所要期間

### (1) 税関に検挙・提示の申請をするとき

関連書類が揃ってから, 通常 2~3ヶ月以内に受理の決定をする。但し, 具体的な時間は税関におけるその時の案件量により異なり, 不足する資料があるときは, 税関から補充が求められる。

### (2) 差押え並びに司法機関へ送って取り調べを行う段階

(a) 税関が権利者の申請を受理すると, 輸出入品と検挙又は提示の内容が一致するとき, 権利者に通知しなければならない。権利者は航空便の輸出品については 4 時間以内, 航空便の輸入品・船便の輸出入品については 1 営業日以内に, 税関にて認定に協力し, 3 営業日以内に権利侵害の証拠を提出し, また, 輸出入者が権利許諾資料を提出できないとき, 税関は暫定的に通関させない措置を取ることになる。

(b) 商標案件の場合は, 親告罪でないので, 税関が職権により全内容を司法機関に送って, 取り調べをしてもらうことになる。著作権案件の場合は, 光ディスクの複製 (著作権法第 91 条第 3 項, 著作権法第 91-1 条第 3 項) を除き, 親告罪であるので, 著作権者による告訴がなされた後に案件が税関から司法機関に送られる。

(c) 刑事取り調べ手続は, 検察官が取り調べを始めてから起訴又は不起訴処分とするまで約半年から 1 年の期間を要する。

### (3) 検察官が起訴するとき, 案件は台湾地方裁判所の刑事法廷に送られて審理され, 判決が下されるまでは約 1 年から 1 年半の期間を要する。品物が権利侵害品であるとの判決が下されると, 裁判所は法に基づき品物を没収し, 廃棄処分する。

## 11. 保証金の返還

(商標法第 74 条, 著作権法第 90-1 条第 9 項)

下記の状況に該当するとき, 税関は保証金を返還し

なければならない。

### (1) 差押え申請者が差押え申請時に提供した保証金について

(a) 差押え申請者が勝訴の確定判決を受けたとき, 又は差し押さえられた人と和解して, 引き続き保証金を提供しておく必要が無くなったとき。

(b) 税関が差押えを停止して, 差し押さえられた人が損害を受けた後, 又は差し押さえられた人が勝訴の確定判決を受けた後, 差押え申請者が 20 日以上の間を定めて差押え申請者に権利を行使するよう通告したものの行使しなかったことを証明したとき。

(c) 差し押さえられた人が返還に同意したとき。

### (2) 差し押さえられた人が差押え停止の申請時に提供した保証金について

(a) 税関が差押えを停止したとき, 又は差し押さえられた人が差押え申請者と和解して, 引き続き保証金を提供しておく必要が無くなったとき。

(b) 差押え申請者が勝訴の確定判決を受けたあと, 差し押さえられた人が 20 日以上の間を定めて差押え申請者に権利を行使するよう通告したものの行使しなかったことを証明したとき。

(c) 差押え申請者が返還に同意したとき。

執筆者: Ms. Amanda Y.S. Liu

Mr. Frank F.J. Liu

Saint Island International Patent & Law Offices

本記事監修者: 川越雄一郎

## 8. インド 水際措置による偽造品対策

「偽造品」はもはや地域や国内だけの問題ではない。インターネットが出現し、法人向けサイトやポータルが拡散して、商品の取引や陸海空路による国境を越える商品の移動が短期間で行われるようになったことは、どの企業もが知る現実である。商品（真正品と偽造品）を世界的に供給する「世界の工場」として中国が台頭したことは、インドで事業を行う企業にとっては重大な関心事となっている。インド・中国間の2011年の二国間貿易額は過去最高の7,390億米ドルであり、中国側の黒字で急増している。偽造品や侵害品は中国から直接入ってくるだけでなく、香港、タイ、ドバイ、バングラデシュ、ネパール経由でも入ってきている。国内への偽造品流入の規制には、実効的な水際措置が不可欠である。インド商工会議所連合会が最近6業種（自動車部品、アルコール、コンピュータ・ハードウェア、加工食品、携帯電話、タバコ）を対象に実施した調査によれば、偽造品や侵害品に起因する企業の売上損失額は50億米ドルを超えている。

本稿では、所有する知的財産の税関への登録手続、商品が解放停止となった場合の知的財産の所有者の対処法、2007年知的財産権（輸入品）施行規則（Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules）の内容、インドに流入する偽造品に対して知的財産の所有者が効果的な規則の適用を行う方法、を分析する。

### 水際措置（税関登録）—インドの場合

「税関」は、海外からインドへ流入する偽造品に対する最初の防衛線である。1962年インド関税法（Indian Customs Act, 1962）には、侵害品の輸出入を禁止する規定があり、税関に侵害品を差し押さえる権限を与え

インドにおける偽造品・海賊版の市場価格	
製品	市場価格
書籍	3,800万米ドル
自動車部品	1,150億米ドル
映画	9億5,900万米ドル
音楽	1,770万米ドル
ソフトウェア	29億3,000万米ドル
ゲーム	1億2,990万米ドル

出典：Havocscope Global Black Market Index

ているが、その後、これらの規定を強化する必要が生じ、2007年5月8日に中央政府の通告「2007年知的財産権（輸入品）施行規則」が公布された。この通告は、インドへの輸入品のみ適用され、輸出品は対象となっていない。

世界税関機構（World Customs Organisation）作成のモデル法を基にした規則により、既に規定されている商標権及び著作権違反に、意匠権、地理的表示、特許権の侵害が加わり、税関の果たす役割が広がった。その規則によれば、知的財産権の権利者は、その権利の税関への登録を選択することができ、その登録が認められると、それ以降はインドへの被擬侵害品の輸入が禁止されたものと見なされる。

### 定義

**侵害品**—現行の新施行規則は、「侵害品」とは、登録権者又はその正規代理人の承諾を得ずに、インドの国内外で知的財産法に違反して、製造、複製、流通その他使用された商品をいうと規定している。

**権利者**—自然人又は法人であって、現行法に基づき、保護を受ける知的財産権の所有者、その権利承継人、正規の専用実施権者又は専用使用権者、これらの者によりその権利の保護を認められた個人、企業又は団体とみなされるものをいう。

**知的財産（IP）**—1957年著作権法の定める著作権、1999年商標法の定める商標、1970年特許法の定める特許、2000年意匠法の定める意匠、1999年商品地理的表示（登録保護）法の定める地理的表示をいう。

### 手続

#### 登録—

施行規則により、知的財産の所有者又は正規代理人（インド在住の実施権者又は使用権者、又は合弁会社が考えられる）は、税関のポータルサイト（<http://www.cbec.gov.in/cae1-english.htm>）経由で登録の

インドの税関登録の関連法
1962年関税法
1957年著作権法
1999年商標法
1970年特許法
2000年意匠法
1999年商品地理的表示（登録保護）法

オンライン申請を行い、追ってその知的財産権の権利の有効性を証明する書面、商標が付された商品のサンプルやカラー画像を含む商品の詳細な説明と、申請者がブランド名を独占的に使用する権利を有することを証明するための商標の使用及び商標の使用された商品に関する情報、侵害品を留置すべき理由を詳細に記載した陳述書、真正品と侵害品（入手できる場合）の画像に、各申請につき2,000ルピー（約40米ドル）の所定の手数料を添えて、申請書のハードコピーを提出する必要がある。

申請の受領後、税関は申請が登録されるか又は拒絶されるかを、30日以内に申請者に通知しなければならない。登録された場合、その登録の有効期間は5年間又は対象知的財産権の存続期間のいずれか先に終了する期間となる。実際には、税関が申請を拒絶することはないが、追加情報や不備の修正が要求されることがある。施行規則に基づき、認定された申請は、税関に対して、知的財産権の保有者の権利を侵害する貨物の解放停止を求める書面を提出したものと取り扱われる。

登録条件は、輸入者、荷受人、商品の所有者、管轄当局の免責事項を明確にする誓約書を添えて、該当金額の担保の供託を行うことである。さらに、各場合に応じて、廃棄又は処分時点までに生じた廃棄の費用、滞船料、留置料などの負担に合意することである。

登録が有効な間は、税関は、権利者から得た情報に基づき又は自主的に、侵害品を含む疑いのある貨物を停止する。

### 貨物の停止

知的財産権の登録後に、税関が権利者の知的財産権を侵害している可能性が高いとする合理的な理由がある商品を発見した場合、税関は、輸入品の通関を停止

する。税関は10日以内に権利者又はその正規代理人に通知し、貨物が真正品か偽造品かを確認するよう求める。権利者が所定の期間内（つまり、通常は5日以内、腐りやすいものは3日以内）に手続を進めず、通関停止品が自己の知的財産権を侵害するかの判断においてその責務を果たさないときは、税関は、その商品をリリースする。

特許権、意匠権、地理的表示（GI）についての侵害疑義物品の停止は、裁判所、知的財産の所有者、税関の間で大きな論議と法的訴訟の対象となってきた。特に、2007年10月29日付の税関の通告が税関職員が特許権、意匠権、地理的表示の侵害を判断する時には細心の注意を払う必要があると規定していることについて、デリー高等裁判所の単独裁判官が、税関は侵害品であるかの判断をする権限を有さないので、特許権、意匠権、地理的表示の3つを侵害する場合には、裁判所命令を得ることが必須となると解釈したことが問題となった。この問題については、その後、控訴審で2人の裁判官による合議体により判断が下され、税関には侵害品かの判断をする権限はあるが、その結論に至った理由を記録しなければならない点を明確にしたことで決着がついた。なお、場合によっては、税関職員は、知的財産の所有者に対し、侵害品かの判断のため、裁判所命令を取得するよう指示することができる。

### 商品の検査

権利者／正規代理人は、手続に参加することにより、通関停止品を検査することが認められ、場合によっては、それが正規品であるかを判断するために見本を入手することができる。また、通関停止された貨物に関して、輸入業者の詳細、商品の原産地や数量などの情報の開示を税関に求めることもできる。

貨物の検査は、両当事者の立会の下で行われ、税関からは検査の手数料は課されない。両当事者には、侵害品か否かの判断用に、検査・試験・鑑定対象の代表的な見本も提供される。この段階で、権利者又はその正規代理人は、担保の供託の額面の25%に相当する担保金を添えて（銀行の保証状又は銀行の定期預金の形で）、留置品の価格の110%相当の担保を供託しなければならない。

### 差押品の廃棄

商品が侵害品／偽造品であると判断され、輸入者が権利者の鑑定／陳述書に反論しないときは、税関の監

税関への登録に必要な書類
登録証／更新証の写し
限定委任状 (Authorization of Agent)
委任状 (Power of Attorney)
専用実施権又は専用使用権の証明書 (Statement of grounds of exclusivity)
留置の理由書 (Statement of grounds for detention)
担保の供託 (General bond)
損害填補保証書 (Indemnity bond)

督の下で、権利者から「異議がないこと」の同意を得て、その貨物は廃棄される。ただし、廃棄の前に、請求があれば、商品の見本が権利者又は輸入者に提供されることがある。それぞれ廃棄／処分までに生じた廃棄の費用、滞船料、留置料は権利者が負担し、これらは税関に権利者が支払った担保金から控除される。

※税関登録手続きのフローチャートを末尾に掲載する。

### 並行輸入

物品税関税中央局（CBEC）は、2012年5月8日付の通達を發布し、登録商標権者の承諾なく調達された真正品の輸入が認められることを明らかにした。財務省の下部組織の関税局は、商工省（商標特許庁に關係する運用・政策面を担う機関）の下部組織の産業政策促進局（DIPP）に対し、説明を求めた。DIPPは、商標法の関連部分を、並行輸入が認められるという趣旨に解釈したようである。商標法、意匠法、特許法に係るあらゆる問題の決定機関（nodal authority）であるDIPPは、特許法第107A条(b)が特許について並行輸入を認めていると判断した。さらに商標法第30条(3)が権利の国際消尽の原則を定めているので、それが真正品であり、実質的に改変されていないか、又は機能が損なわれていない物品である限りは、並行輸入は許されると示唆している。意匠については、意匠法第22条(1)(b)により、並行輸入は明示的に禁止されている。

### インドからの商品の輸出

税関の通告は、インドへの輸入品のみを対象としており、インドからの輸出品は対象とはなっていない。したがって、税関は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則により、インドから輸出される偽造品又は侵害品の貨物については、検査も通関停止も行わない。該当する場合には、権利者は、情報を収集し、民事裁判所に適切な訴訟を提起し、該当品の輸出の停止命令を求める必要がある。

### 研修

ブランドの所有者は、国内への偽造品の流入を阻止するためには、税関への知的財産権の登録のみに頼るべきではない。税関に働き掛けて、海外から輸入された偽造品が国内市場に出回っている場合には、それに気づいてもらえるようにすることが賢明である。また

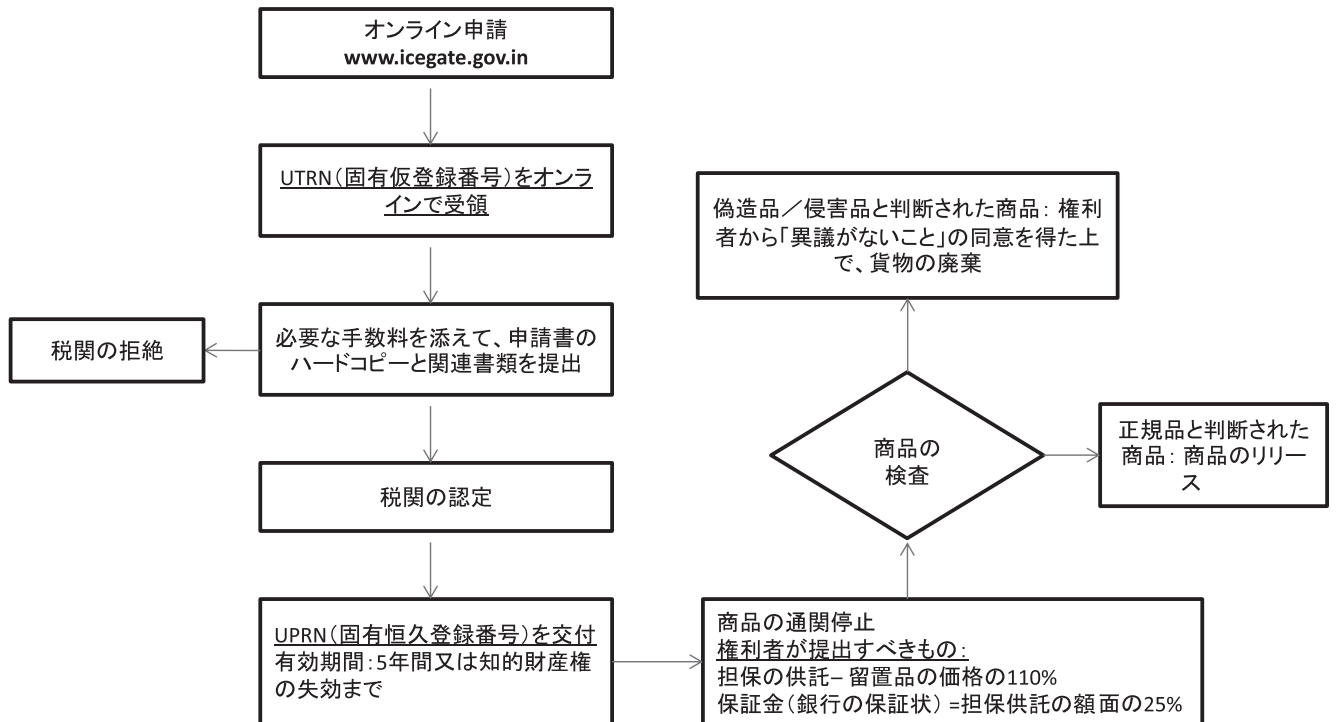
税関職員を感化し、彼らの侵害品を特定し留置する能力を高めることに時間と労力をかけるとよいだろう。ブランドの所有者は、侵害品が輸入される可能性の高い主要港を特定して、該当港で働く税関職員に研修を行って、偽造品を特定できるようにするのもよいだろう。また、偽造品問題の解決方法について、他国の税関当局と協力を図るべく、偽造品の没収品にまつわるサクセスストーリーを共有するのもよいだろう。偽造品を積載している疑いのあるコンテナの特定・検査を行うために他国の税関当局が採用しているリスク評価のメカニズムに関する情報を共有したり、税関当局の製品に関する知識を増やして、偽造品／侵害品の迅速な没収を可能とするのも良いだろう。

### 結論

2007年知的財産権（輸入品）施行規則による税関登録制度は、知的財産の所有者にとって有効な救済手段である。その手続は簡易で、ブランドの所有者が、税関と協力してインドに輸入される侵害品貨物をターゲットとし、その輸入を阻止し、留置する効果的な方法である。



## ※ 税関登録のフローチャート



執筆者：Mr. Ranjan Narula

Ranjan Narula Associates

Intellectual Property Attorneys

本記事監修者：坂倉夏子

(原稿受領 2013. 8. 16)

